

会 議 録 目 次

平成16年第1回海田町議会3月定例会（第1日目）

平成16年3月3日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸 般 の 報 告……………	6
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第1号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第2号 工事請負契約の変更について（海田総合公園進入路整備工事）	
	（5）報告第3号 工事請負契約の変更について（海田総合公園駐車場新設工事）	
	（6）報告第4号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について	
日程第4	同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 6
日程第5	第1号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）1工区）……………	1 7
日程第6	第2号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）2工区）……………	1 9
日程第7	第3号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について……………	2 3
日程第8	第4号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
日程第9	第5号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）……………	2 5
日程第10	第6号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	5 0

日程第11	第7号議案	平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6 3
日程第12	第8号議案	平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）	6 6
日程第13	第9号議案	平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第2号） ..	6 8
日程第14	施政方針		7 0
		（延 会）	8 0

平成16年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成16年3月3日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月3日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治
15番	住 吉 充	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 町 長 | 山 岡 寛 次 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |

| | |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐々木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |
| 下 水 道 課 長 | 槇 根 君 夫 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 査 | 濱 吉 計 守 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第1号 損害賠償額の決定について

(4) 報告第2号 工事請負契約の変更について（海田総合公園進入路整備工事）

(5) 報告第3号 工事請負契約の変更について（海田総合公園駐車場新設工事）

(6) 報告第4号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 第1号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）1工区）

日程第6 第2号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）2工区）

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 7 | 第 3 号議案 | 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について |
| 日程第 8 | 第 4 号議案 | 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 第 5 号議案 | 平成15年度海田町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第10 | 第 6 号議案 | 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第11 | 第 7 号議案 | 平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第12 | 第 8 号議案 | 平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第13 | 第 9 号議案 | 平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第14 | 施 政 方 針 | |
| 日程第15 | 一 般 質 問 | |
| 日程第16 | 第10号議案 | 海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 第11号議案 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 第12号議案 | 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 第13号議案 | 海田町住宅資金等貸付条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第20 | 第14号議案 | 海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 第15号議案 | 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 第16号議案 | 海田町勤労青少年体育館条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第23 | 第17号議案 | 海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 第18号議案 | 平成16年度海田町一般会計予算 |
| 日程第25 | 第19号議案 | 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 第20号議案 | 平成16年度海田町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第27 | 第21号議案 | 平成16年度海田町老人保健特別会計予算 |
| 日程第28 | 第22号議案 | 平成16年度海田町介護保険特別会計予算 |
| 日程第29 | 第23号議案 | 平成16年度海田町水道事業会計予算 |
| 日程第30 | 発議第 1 号 | 海田町が広島市と合併することについて町民の意思を問う住民投票条例（案） |

~~~~~○~~~~~

5

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間と決定しておりますので、お知らせします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。

海田地区消防組合と安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては後ほどそれぞれ報告いただきますが、その他、主なものとしましては、2月17日の広島県町村議会議長会定期総会におきまして、町議会議員として30年以上在職し、地方自治振興に寄与されております佐中議員が全国議長会及び広島県議長会の自治功労表彰を受章されました。また、30年以上在職の中岡議員が自治功労表彰を受けておられます。私ごとで恐縮でございますが、私が14年以上在職ということで県議長会の表彰を受けております。報告しておきます。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月22日及び2月9日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。原田君。

○14番（原田） 14番、原田です。海田地区消防組合の議会報告をさせていただきます。

まず、12月22日に平成15年第4回定例会が開催されました。提出事件のうち、議長の選挙については、海田町が従来議長をやっておりますので、前田議長が選ばれました。また、常任委員会の委員の選任については、新たに総務委員会に前田議長及び私原田が選ばれております。次に、専決処分をした議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を承認いたしました。内容は、期末手当の支給割合を変更したものでございます。

続いて、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、平成14年度一般会計歳入歳出決算の認定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成15年度一般会計補正予算の5議案が提案されました。主な内容については今から述べます。広島県市町村公務災害補償組合及び広島県市町村職員退職手当組合の組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更は、皆さんご承知だと思いますが、平成16年3月1日に安芸高田市が新設されることに伴って改正するものです。職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等に準じて職員給与の減額改正等をするものです。一般会計補正予算は、給与の減額等により、歳入歳出それぞれ3,239万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ18億1,333万6,000円とするものです。いずれも採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、2月9日に平成16年第1回定例会が開催されました。まず、平成16年度一般会計予算として、人件費の抑制などによる経常経費の削減と総合基本計画の事業の延伸や見直しを行い、老朽化した消防車の更新など、必要不可欠な事業に絞り込むなどした結果、予算総額が18億6,669万7,000円、組合に対する海田町の分担金は3億5,430万9,000円とする内容の予算が提案されました。次に、地方自治法第109条第6項の規定による平成16年度における常任委員会の閉会中の継続調査事件の承認についてが議題とされ、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、関係資料につきましては議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それから、本年1月10日付の中国新聞にありました海田地区消防見直しということについての一般質問をさせていただいた件についてお話をしておきます。記事の内容は、3町、海田町、坂町、熊野町が広島市に消防業務を委託するような考えがあるというふうに報道されておりましたけれども、消防局長の方から答弁がありましたが、この考えを発表する前の段階で、海田町との合併論議が進む中、このような考えが出てきたというのは認めておられますが、最終的にご答弁いただいたのは、広島市の一方的な考えを記者会見で述べたことであるという訂正で終わりました。一方的な考えで済みませんでしたというお断わりがありまして終結いたしました。以上です。

○議長（前田）続いて、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る12月24日に定例議会が開催されておりますので、議会の概略について、安芸地区衛生施設管理組合議会議員の助役から報告を求めることといたします。助役。

○助役（松岡）それでは、昨年12月24日に開催されました安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をさせていただきます。付議案件は、報告2件、議案6件の計8件でございました。まず、報告2件は、平成16年3月1日、八千代町等が合併して安芸高田市となることなどに伴いまして、広島県市町村公務災害補償組合並びに広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について専決処分をした報告でございました。

次に、議案6件につきましては、これから内容を説明いたしますが、すべて全会一致

で議決をされております。まず、第11号及び第12号は、人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例並びに組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございました。次に、議案第13号は、平成14年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の歳入歳出決算認定でございました。また、議案14号は、平成15年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算でございまして、平成14年度の決算の確定による決算剰余金、それから、組合内の人事異動や広島市域のし尿収集運搬業務を委託するための準備に伴う所要の補正を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ3,312万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億1,695万3,000円としたものでございます。また、議案15号と議案16号は、平成15年度安芸地区衛生施設管理組合広域不燃物最終処分場事業特別会計の補正予算と広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算でございまして、いずれも決算剰余金の確定に伴いまして、それぞれ所要の補正をしたものでございます。

また、副管理者の選任につきましては、海田町長・山岡寛次氏が選任されております。以上で報告は終わりますが、関係資料につきましては議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

○議長（前田）以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は、多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。12月定例議会後の行政執行状況についてご報告申し上げます。

初めに、海田町と作木村との姉妹都市縁組につきましてでございますが、昭和62年10月1日に姉妹都市縁組を結び、今日まで行政レベル、住民レベルでいろいろ交流を行ってまいりました。しかし、平成16年4月1日、作木村が三次市、双三郡6町村、甲奴郡甲奴町と合併することになりましたので、姉妹都市縁組は解消されることになりました。

次に、7月から実施してまいりました夜間防犯パトロール事業が12月末で終了いたしました。この間、青少年への声かけや違法駐車への注意などを行ってまいりましたが、海田警察署の統計によりますと、町内での犯罪発生件数は前年と比較して減少しており、パトロールの効果があらわれたものと考えております。

続きまして、1月11日、海田小学校グラウンドにおきまして平成16年消防出初め式を行いました。当日は好天に恵まれ、町民の皆様約600名が、自衛消防隊をはじめとする

各種の消火訓練や、はしご乗りを参観され、防火意識の高揚を図ることができました。

また、続く1月12日、成人の日に、平成16年成人祭を海田公民館において開催いたしました。対象者は388名、出席者は225名でございました。新成人代表の2名が、これから先の人生の新たな船出として、自分の言動に責任を持つ一社会人になるよう努力を重ねていくことを力強く誓いをされました。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、昨年8月からの第二次サービスに続き、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき、住民基本台帳カードを活用しての公的個人認証サービスが1月29日から稼働しております。このサービスは、所得税の確定申告等の行政手続きをインターネットを通じて電子申請により行う場合に必要となる電子証明書を国及び県と共同して住民の皆様提供するものであります。サービス等の周知につきましては、町広報紙への掲載や、町内の公民館、ひまわりプラザ等の各施設にパンフレット等を置くなど、制度の普及に努めているところでございます。

続きまして、2月5日、国民健康保険運営協議会が開催され、平成16年度当初予算（案）及び保険税の税率等の改正を含む「本町の国民健康保険の事業運営について」を諮問し、熱心なる審議をいただきました。2月19日に「事業の健全経営が困難な状態を考慮し、受益者負担の原則を考えれば、税率改正もやむを得ない」との内容の答申書をいただきました。この答申を受け、新年度で保険税の税率等の見直しを予定しております。

次に、（仮称）海田町福祉センター建設工事につきましてでございますが、引続き地下駐車場の施工に取りかかっております。工程的には計画どおり順調に進んでおります。また、海田小学校給食室建設工事につきましてでございますが、建物の建築が終わり、外構工事を施工中で、3月中旬には完成予定でございます。

続きまして、町道6号線道路整備事業についてでございますが、去る1月28日に海田東公民館において今後の町道6号線の整備計画について地元説明会を開催しましたところ、地権者を含め、31名の出席をいただきました。今後、地元の皆様のご協力をいただきながら早期に完成するよう努めてまいります。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、1月30日に、地権者の方々のご意見やご要望等をお伺いして今後のまちづくりの参考にさせていただくため、海田市駅南口地区まちづくり意見交換会を開催いたしました。今後につきましては、お伺いし

たご意見やご要望等を十分に検討し、早期に当該事業の方向性を決定していきたいと考えております。

続きまして、1月から学校敷地内の完全禁煙を実施し、2カ月が経過いたしました。教職員や町民の皆様の協力により、大きな混乱もなくスタートしております。

次に、寿町自衛隊官舎が広島市安芸区矢野西2丁目へ移転することに伴う児童・生徒の就学問題につきましては、児童・生徒本人や保護者の中に、移転後も引続き海田西小学校、海田西中学校への通学を希望される方が多いため、広島市教育委員会との協議の結果、区域外就学許可基準の弾力的な運用を行い、児童・生徒及び保護者に不安のないよう配慮をいたしました。これに伴う学級編制は、海田西小学校が10学級、海田西中学校が各学年3学級になる見込みでございます。

続きまして、現在、全町挙げて読書活動の推進に取り組んでいるところですが、2月9日、第49回青少年読書感想文全国コンクール小学校高学年の部におきまして、海田小学校5年、吉野茜さんが文部科学大臣奨励賞を受賞されました。本町の読書推進活動の取り組みが、考える力、表現する力を培い、豊かな人間性を育てることにつながってほしいと願っております。

次に、海田小学校児童クラブハウスが海田小学校の敷地内に完成いたしました。これまでの海田児童館における児童クラブにおきましては、通所時の事故等の心配がございましたが、164平方メートルの明るい専用施設は、児童たちが放課後、安心して楽しく過ごせる場となりました。

続きまして、あいさつ運動啓発事業の一環として「あいさつ標語コンクール」で優秀作品に選ばれた標語12点を掲載した標語塔を各小学校区に設置いたしました。今後とも、各地域においてあいさつ運動が展開され、明るい地域社会づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、これまで利用者の要望が強かった海田町立図書館の増築工事が完成いたしました。海田町立図書館は、個人の貸出冊数が広島県内においてもトップクラスで、利用者の読書意欲は極めて旺盛であり、閲覧室の増床によって、くつろぎ空間と読書空間を確保することができました。あわせて駐車場の舗装工事を実施し、環境の整備をいたしました。

最後に、海田町三迫2丁目にあります貞福寺境内のモッコクを海田町指定重要文化財に指定いたしました。このモッコクは、樹高17メートル、幹回り2.67メートルで、広島

県内では2番目に大きなモッコクで、指定天然記念物としての価値が十分にあるものと認められた巨樹でございます。海田町指定の天然記念物としては初めてのものとなりますが、県指定の天然記念物であるクスノキとともに後世に保存してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政執行の主なものについてご報告を申し上げます。今議会には、報告４件、同意１件、契約認定２件、条例改正７件、条例廃止２件、規約変更１件、補正予算５件、当初予算６件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、損害賠償額の決定について。提案の要旨でございますが、海田東小学校で発生した運動会用テント事故の示談解決を図るため、この損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）総務課長。

[illegible]

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。交通事故等における、よく今まで出てきたものがあるんですが、こういう事故について、例えば債権者の方が「けがしたんだけど、どうしてくれるんや」というような話があったのかなという気がしたんですが、「いや、突風のこと、当たったものはもう、けがですから、しょうがないよ」とそのまま引き下がられる方もおられるかと思うんですが、この辺のいわゆるいきさつはどのようなことだったんでしょうか。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）ただいま総務課長の方から説明をしたとおりですが、当日、運動会の競技を実施しておりまして、テントの後方で観戦された債権者・〇〇さんが、当日は台風15号の余波がございまして、そういう危険防止のためにテントを固定しておったんですが、テント1張りがあおられまして被害者に当たりまして、すぐ救護の方へ当たりまして湿布をしながら、すぐさま119番通報をいたしております。そういう治療に当たっては、初期的には学校が対応し、すぐマツダ病院の方へ救急車によって搬送されました。その経過によって、事故の原因について当方、運動会の主催である海田東小学校に瑕疵があるかどうか、そういったことについて総合賠償保険会社の引き受け会社であります損保ジャパンと協議をいたしまして、突風によるそういう事故ではありますが、十分なテントの固定がなされていなかったという、そういう過失を認められたということで、全額、損害賠償保険の方から補てんをされるというものでございます。

（「相手方から要望があったかと言うて聞いておろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）要望といいますか、協議の中で、過失があれば当然損害賠償をするという、そういう話し合いのもとで損保会社との協議を進め、ご本人に対して説明をし、理解を得たところでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第2号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第2号、海田総合公園進入路整備工事請負契約の変更についてでござ

います。海田総合公園進入路整備工事の請負契約を変更する必要があるため、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、報告第2号、平成15年第30号議案により議決をいただきました海田総合公園進入路整備工事の請負契約の変更についてご説明申し上げます。変更内容は工期の変更と請負金額の変更でございます。

まず、工期の変更についてでございますが、当初の工期は議決の日の翌日、平成15年9月12日でございますが、これから平成16年2月13日まででございましたが、これを議決の日の翌日から平成16年3月12日までに工期を延長したものでございます。専決処分年月日は平成16年1月19日でございます。変更理由でございますが、当該工事は町道8号線道路改良工事と海田総合公園進入路整備工事との施工区分を栃木川、キャンプ場の横を流れる川でございますが、これで区分しておりましたが、町道8号線道路改良工事のボックスカルバートの設置に際し、河川掘削したところ、支持地盤が弱いため、地盤調査を行いました。その結果、ボックスカルバートの設計地耐力1平方メートル当たり9トンの基準に対し、基礎地盤としての耐力が1平方メートル当たり3トンしかなく、新たに基礎地盤の改良工事を実施する必要がありました。また、これに伴い、隣接する河川のブロック積みの基礎工事がおくれたことにより、工期延長を行ったものでございます。海田総合公園進入路整備工事は、工程上、ボックスカルバートなどができないと、二段擁壁の道路構造物であるブロック積みや舗装などの取付け工事ができなかったことや、転石が多く出たことから、町道8号線道路改良工事に連動して工期延長を行ったものでございます。

次に、同じく平成15年第30号議案により議決をいただきました海田総合公園進入路整備工事の請負金額の変更についてでございますが、当初の請負金額は6,300万円でしたが、104万1,600円減額し、6,195万8,400円に変更したものでございます。専決処分年月日は平成16年2月19日でございます。減額の主な内容は、当該工事は工事発注時に、近接工事である町道8号線道路改良工事と当該工事の請負者が同一となった場合には諸経費の再計算を行うことを特記仕様に明示して入札を行っております。その結果、当該工事の請負者と町道8号線道路改良工事の請負者が同一となったため、合併経費の再計算により減額になったものが主な理由でございます。以上、説明を終わらせていた

だきます。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第3号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第3号、海田総合公園駐車場新設工事請負契約の変更について。海田総合公園駐車場新設工事請負契約を変更する必要があるため、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、報告第3号、平成15年第38号議案により議決をいただきました海田総合公園駐車場新設工事の工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。変更内容は工期の変更で、当初の工期は議決の日の翌日、平成15年9月25日でしたが、これから平成16年2月27日でしたが、これを議決の日の翌日から平成16年3月12日までに工期延長したものでございます。変更理由でございますが、本工事の設計時には現況が畑などであったことや過去の施工事例などから、一般的なれき質土を想定し、積算しておりました。しかし、現地の掘削に入ったところ、多くの転石が混在したことから、れき質土から岩塊、玉石への変更を行い、工程見直しを行った結果、積算上の日当たり施工量からすると、作業効率が約75%に低下し、土工事全体数量から単純換算すると6日間の延長になりますが、雨天の想定や各工程上の関係から、14日間の延長が必要と判断し、工期を延長したものでございます。また、専決処分年月日は平成16年2月10日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。崎本君。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと聞いてみますが、先ほどのあれから言うたら、畑や何じゃかんじゃで、工事は簡単じゃったんじゃが、転石があったから工事が困難になったと。ほたら、そんだけの日数もかかったら、そんだけの人件費や何じ

やかんじゃもかかるんじやが、これは金額に対しては変更はないんですか。普通考えたら、そんだけ日にちがえっとかかったら、金額に対しても若干の変化はあると思います。そこらはどういう考えですか。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）仰せのとおり、これに係る金額は増額になります。今、精査しておりますけれども、そのほかに減額となるところが出てまいりまして、舗装路面のものが当初よりも減になっておりまして、それらを合わせると当初どおりの金額になるというものでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第4号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。市町村合併等により、新たに因島市及び庄原市が組合に加入し、川尻町、上下町、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、広島県西部競艇施行組合が組合から脱退することから、組合規約の改正について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案書4ページの報告第4号の広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。資料1の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。平成16年4月1日から因島市及び庄原市が組合に加入するため、組合規約の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして町議会に報告するものでございます。なお、専決処分月日は平成16年2月20日でございます。

専決処分の内容でございますが、広島県市町村公務災害補償組合規約の別表中「安芸

高田市」を「安芸高田市」「因島市」「庄原市」に改め、豊田郡の項中「川尻町」を削り、甲奴郡の項中「上下町、総領町、甲奴町」を「総領町」に改め、双三郡の項を削り、同表中「広島県西部競艇施行組合」を削るものでございます。なお、施行期日につきましては、附則にありますように、平成16年4月1日からの施行としております。以上で報告第4号についての説明を終わります。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります根石義一さんの任期が平成16年3月5日をもって満了するため、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は小川照信さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、同意第1号について説明をさせていただきます。教育委員会委員についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するものでございます。委員の職務といたしましては、地方自治法第180条の8の教育委員会の職務権限等の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく内容で、教育に関する者を管理し、執行するものでございます。委員の任期は4年でございます。今回、同意をお願いするのは、教育委員会委員であります根石義一さんの任期が平成16年3月5日をもって満了となるため、小川照信さんをお願いをしようとするものでございます。

それでは、小川照信さんについてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日、

現在〇歳でございます。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。履歴は、龍谷大学を卒業後、昭和52年に龍洞保育園に勤務され、昭和62年から園長を務めておられます。現在は、安芸郡保育連名の会長も務めておられ、真宗寺の住職でもあります。また、海田町の民生委員推薦会及び保育所運営審議会の委員にもなっていており、各方面で活躍でございます。町の教育に関する者を管理し、執行する任務に当たって、これまでの経験と実績から適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、同意第1号については、これに同意することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、第1号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、工事請負契約の締結について。成本地内において施工する海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）1工区の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）1工区でございます。工事場所は海田町成本地内、請負金額は7,003万5,000円でございます。請負者は江草興機株式会社代表取締役・江草頌治でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年1月31日まででございます。なお、入札結果につきましては資料2の

方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課よりご説明いたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要についてご説明いたします。資料4をお願いいたします。資料4の工事箇所図の1ページをお願いいたします。この工事は、海田中央第3処理分区の成本地区で昨年に引続きまして污水管の幹線を整備するものでございます。場所は東海田の郵便局前から自衛隊官舎の成本官舎入り口の先まででございます。県道の瀬野船越線内に、点線の上に青色で示しておりますように、口径250ミリの污水管を推進工法で延長105メートル布設いたします。また、紫の色で示しております区間には素掘りによります開削工法で口径200ミリの污水管を34メートル、ピンク色の区間には矢板設置によります開削工法で43メートルほど布設するものでございます。これによりまして約16世帯の方が接続可能となるものでございます。この工事区間はバスの運行路線になっています。今年で3年になりますが、バス会社には引続き協力をしていただき、午前9時から午後5時までの便はこの工事区間の通行を中止していただいております。なお、一般の車両等の通行に際しましては片側通行や迂回路等をお願いすることになり、ご不便はおかけいたしますが、通行はできるようにしております。工事の施工に際して、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解やご協力をいただきながら安全を期して工事を進めてまいります。なお、2ページには標準的な断面図を示しておりますので、ご参照ください。以上、説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（前田）日程第6、第2号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。
- 町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）第2号議案、工事請負契約の締結について。石原地内において施工する海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）2工区の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。
- 議長（前田）財政課長。
- 財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第3石原地区污水管新設工事（15-01）2工区でございます。工事場所は海田町石原地内、請負金額は1億4,700万円でございます。請負者は日本国土開発株式会社広島支店執行役員支店長・佐藤恒壽でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年3月30日まででございます。なお、入札結果につきましては資料3の方をご参照をお願いします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。
- 議長（前田）下水道課長。
- 下水道課長（槇根）それでは、引続きまして工事の概要について説明いたします。同じく資料4の工事箇所図をお願いいたします。工事箇所図の3ページでございます。この工事は、海田中央第3処理分区の石原地区で、先ほど説明いたしました污水管新設工事（15-01）1工区に引続き污水管の幹線を整備するものでございます。場所は自衛隊の成本官舎入り口の先から県道瀬野船越線内に西条方面に向かいまして、点線の上に青色で示しておりますように、口径250ミリの污水管を推進工法で357メートル布設いたします。また、紫の色で示しております区間には素掘りによります開削で200ミリの污水管を154メートル、ピンク色の区間には矢板設置によります開削工法で58メートルほど布設するものでございます。これによりまして約76世帯の方が接続可能となるものでございます。この工事区間も先ほどの工事区間と同じ状況でございまして、市街地における工事のため、交通量が多く、歩行者や通行車両等の安全対策を十分行うとともに、沿線住民の理解とご協力を得ながら工事を進めてまいります。なお、4ページには標準的な断面図を示しておりますので、ご参照ください。以上、簡単でございますが、説明を終わりにします。
- 議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。崎本君。

○ 13 番（崎本）13番、崎本でございます。二、三点お聞きしますが、最初に、この工事入札状況の分を見たら、ほとんど海田の業者が入っていないんですよ。ということは、ここの周囲と申しますか、あれでは推進工法、開削工法、素掘り方法といろいろ書いてありますが、今、不景気な時代に、地元業者の育成のためにこれを、推進工法なら推進工法はそれは専門の方がおられますから、それで入札に出して、開削工法とか矢板工法なんかは地元の業者がいっぱいおられますよ。なぜこの不景気なときにこれを分離発注ができないか。今までこういうことで分離発注されたことはないか。その2点だけお願いします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（槇根）今まで分離発注はしたことはございません。開削と推進、同時に同じ業者に出しております。

○議長（前田）崎本君。

○ 13 番（崎本）ちょっと聞いてみますが、今やっておられる現場がありますよね。佐々木内科の前ですよね。あれは分離発注じゃないんですか。あれはどういう工法でやっておりますか。

それと、私は3回しかないから。先ほど言うた、地元業者を、今、不景気な時代に、仕事がなくて困って、育成のためですよ。こういう工事というたらほとんど、下水道というたらもうないんじゃないですか。地元業者の育成のために分離発注して、少々のあれがあったらやる考えはないかということをごろ聞いていますが、その答弁がなっていないよ。その2点ほどお願いします。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）現在行っています工事につきましては、現工事、推進工法による工事が終了したため、補助金等の精査のために、来年度施工する予定のところを新たに工事を起こして発注したもので、当初からそういう計画でおりましたので、形上では分離発注という形にはなっておりますけれども、工事自体が別工事の発注であるというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、今後のことなんですけれども、こういう工事につきましては、まず推進で幹線を引きまして、その上に枝管といいますか、各家庭から引き込みます排水管を引きますので、工事を同時施工していくというのが大原則となります。分離で発注しますと、推進工法が終わった後また新たに道路の掘り返し等々が出てまいりますので、そういう

ことを避けるために同時に施工するという事で工事発注をしております。

○議長（前田）助役。

○助役（松岡）地元業者の育成、これは非常に大事な事だろうと思っております。我々も今まで、できるだけ可能な限り地元の方へ地元業者の育成のためにという方針でやってまいりました。ただ、個々具体的なもので我々が勉強不足の部分もありますので、ご指摘を受けた点も踏まえながら今後、地元業者の育成というのを図ってまいりたいというように考えております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）今、下水道部長の言われることは、可能なことやったら可能でやったらいいじゃないですか。いいですか。この工事の説明書を見ますと、推進工法をやった後にまた掘らないけんと言われましたが、推進工法は私から見て右側ですよ。開削工法は左側ですよ。それは工事が推進工法をやって、同じ並行してならんでしょう。推進が終わってから開削するんでしょう。あなたが言われるのは、それは一緒にやったらどうの、今までずっとそれを言うてきておられるから、わかりますよ。私は、今、不景気な時代に、業者の育成のために推進工法と開削工法を同じにできんのですから、推進が済んだらすぐ開削の業者をかえてやりゃいいじゃないですか。そこらで、頭から言い訳ばかりで、そういう配慮をしてみようとか、そういうことをやってみようと、そういう配慮が足らんから言いよるんですよ。同じ地元でも、坂でも熊野町でも地元業者に対しては配慮をしておっているんですよ。そこらの前向きな姿勢がないから私は言いよるんですよ。もう1回答弁してくださいよ。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）分離発注の件につきましては、先ほど助役がご答弁申し上げたとおりだと思います。

今後の工事の発注につきましては、いろいろと条件があると思いますので、研究をして対処していきたいというふうに思っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中ですが、1号議案、2号議案の中で、あそこを通っている定期バスを中止するという説明を私は受けたんですが、実際、畑賀線がもしこの期間、約1年間ありますけれども、このことによって、弱い人の交通機関、これが支障を来すんじゃないかというように考えたんですが、その点のカバーはどのようにされるのか、お

尋ねいたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（楨根）その工事区間につきましては、現在、芸陽バスさんのご協力によりまして通行どめにさせていただいております。ただ、この時間帯というのが9時から5時まで。だから、9時までバスは通れます。5時以降のバスは通れます。その工事時間内の9時から5時までを通るのをご遠慮していただいておりますので、そこらで停留所等での乗降客をお聞きしますと、そんなに迷惑をかけていることがないということで、お願いしておりますのでございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。斎木君。

○9番（斎木）9番、斎木です。関連しておるんですが、やはり営業をしておられる、畝に山下という理髪店がある。町へ抗議を申し込んだと。営業妨害もはなはだしいと。こういって半分ぐらい落ちておる。そこらに対しての事前の説明その他が十二分にならないから、そこらは今後、いろいろな問題に今関連して影響があるんですが、そういうことはどのように町長や担当者は事前に説明して、十二分に期間を決めて、そして、営業妨害にならんように最小限のところができるかどうか、関連して聞きたいと思います。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（楨根）営業妨害ということは余りうちの方へは情報は入っておりませんが、工事の施工に際しましては、各回覧をまず回したり、各戸への説明をしに行ったり業者がしております。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）あなたらね、業者がしておるとか回覧と言わずに、えっと周りに職員がおるんだから、いろいろ1軒ぐらい行ったらどうか。今の説明は納得できない。もう1遍答弁。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、斎木議員がおっしゃるとおりでございますので、私も今回の事業に対しましては積極的に役場職員と一緒にお願いに上がったり、理解を求めるように努めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三浦君。

○2番（三浦）2番、三浦でございます。崎本議員と関連ですけれども、先ほど上下水道

部長と助役から答弁がありましたけれども、分離発注に努めて業者育成に努めるということでありましたが、その確認なんです、よろしゅうございますでしょうか。熊野、坂は、10年前に18業者、それで18、14業者ありまして、現在もそのままです。でも、海田町は10年前に10数業者あって、現在は4業者です。これは事実です。これを踏まえて分離発注に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）これは要望でいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第7、第3号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。市町村合併等により新たに庄原市が組合に加入し、川尻町、上下町、甲奴町、布野村、作木村、君田村、吉舎町、三和町及び三良坂町が組合から脱退することから組合規約を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案書9ページの第3号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。資料5の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。この提案は、平成16年4月1日から庄原市が広島県市町村職員退職手当組合に加入すること及び組合規約を変更

することについて議決を求めるものでございます。次に、改正内容でございますが、双三郡の組合構成町村がなくなったことから、第5条第1項中、組合議員定数「20人」を「19人」に、また、議員数「13人」を「12人」に改め、別表第1「安芸高田市」を「安芸高田市」「庄原市」に改め豊田郡の項中「川尻町」を削り、甲奴郡の項中「上下町、甲奴町、総領町」を「総領町」に改め、双三郡の項を削り、庄原市の加入及び合併に伴いまして、資料2ページの別表第2の組合議員の選挙区及び選挙区の組合町村を整理するものでございます。なお、施行期日につきましては、平成16年4月1日からの施行としております。以上で第3号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第4号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用条文にかかわる規定を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）それでは、第4号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。資料6の新旧対照表をご覧ください。今回の改正箇所の第2条及び第10条とも、一般廃棄物処分

業に関する規定の改正でございまして、この一般廃棄物処分業につきまして定めております法律の改正前は、一般廃棄物処分業について法律の第7条第4項と第5項で規定しておりましたが、法の改正により第4項の前に新たに2項を追加し、第4項以降を2項ずつ繰り下げたため、引用しております条例との不突合が生じることとなりました。その整理をするため、今回、条例第2条第1項第3号中「第7条第4項」を「第7条第6項」に、同じく第10条第1項中「第4項若しくは第5項」を「第6項若しくは第7項」に改正するものでございます。今回の改正はあくまでも法律の改正に伴う引用条項の整理を行ったもので、内容については変更がございません。また、施行期日につきまして は公布の日からとしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は45分にします。

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第9、第5号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）は、不足が見込まれる福祉医療費の増額、事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2億5,921万3,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,330万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出の方から説明をさせていただきます。資料7の方のご準備をお願いいたします。

それでは、まず8ページの方をお開きください。8ページでございます。議会費の旅費でございますが、常任委員会研修及び合併問題調査特別委員会の研修の特別旅費の執行残として115万7,000円を減額するものでございます。

次に、総務費の総務管理費の一般管理費の報酬でございますが、運転手の退職による運転手報酬の執行残として47万8,000円を減額するものでございます。給料につきましては、町長、助役、収入役の三役の特別職等の給料の減額に伴い162万4,000円を減額するものでございます。職員手当等につきましては、時間外勤務手当の執行残として800万円を減額するものでございます。共済費につきましても、町長、助役、収入役の三役の特別職の給料の減額等に係る職員共済組合負担金及び職員共済互助会負担金の減額合わせて39万7,000円を減額するものでございます。交際費につきましては、町長交際費の執行残として95万円を減額するものでございます。次に、人事管理費の共済費及び賃金につきましては、職員の育児休業に伴う代員を当初予定の8時間の雇用から6時間での短期時間の雇用で対応したため、それぞれ共済費33万5,000円と賃金200万円を減額するものでございます。次に、文書広報費の需用費につきましては、広報かいたの印刷製本の入札執行残として100万円を減額するものでございます。9ページの委託料につきましては、防災行政無線施設定期点検の未執行により277万2,000円を減額するものであります。企画費の旅費につきましては、合併に関する総務省との協議用の旅費の未執行により、特別旅費51万9,000円を減額するものであります。需用費につきましては、合併の手引きを作成しなかったことにより172万円を減額するものでございます。

次に、徴税費の賦課徴収費の委託料につきましては、公図修正業務及び固定資産税課税客体調査業務の入札執行残として714万5,000円を減額するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費の老人福祉費の委託料につきましては、老人ホーム入所措置委託料の執行残として336万1,000円を減額し、在宅介護支援センター運営事業委託料

につきましても執行残として247万8,000円を減額し、ひとり暮らし老人家事援助サービス提供事業委託料につきましてもは利用者の減により79万7,000円を減額し、移送サービス業務委託料につきましてもは運営方式の見直しにより57万7,000円を減額、合わせて721万3,000円を減額するものでございます。貸付金につきましてもは、利用者がなかったことによる高齢者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の委託料につきましてもは、利用者の転出や入院などによる訪問入浴事業委託料の執行残として75万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましてもは、利用者の減少に伴う身体障害者居宅生活支援費の執行残として614万1,000円を減額するものでございます。10ページをお願いいたします。扶助費につきましてもは、支給対象者の増加に伴う心身障害者福祉年金144万円、福祉タクシー等助成金34万2,000円、身体障害者補装具給付113万1,000円、合わせて291万3,000円を増額するものでございます。次に、貸付金でございますが、利用者がなかったことにより、身体障害者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。次に、福祉医療費の委託料につきましてもは、老人保健高額医療費審査件数が当初見込みより増加したことにより、審査支払委託料を22万6,000円増額するものでございます。次に、扶助費でございますが、福祉医療費のうち乳幼児医療につきましてもは対象者の減少により716万9,000円を減額し、重度医療、ひとり親家庭等医療につきましてもは対象者の増加により、また、老人医療費につきましてもは1人当たりの医療費が見込みより増加したことにより、それぞれ1,076万5,000円、29万6,000円、384万2,000円を増額するものでございます。また、療養介護費の重度医療費につきましてもは、該当者が増加したことなどにより87万円を増額するものでございます。合わせて扶助費860万4,000円増額するものでございます。次に、繰出金でございますが、法定負担割合の見直しにより一般会計から老人保健特別会計への繰出金558万7,000円を減額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金68万5,000円を減額するものでございます。

次に、11ページの児童福祉費の保育所費の委託料につきましてもは、私立保育所委託料の執行残として600万円を減額するものでございます。次に、負担金補助及び交付金でございますが、私立保育所運営費補助金につきましてもは、私立保育所委託料の額の10%を運営費補助金として交付しておりますが、私立保育所委託料の減額に伴い60万円を、また、延長保育事業の補助基準額の改正により補助単価が下がったことにより36万円を、

それぞれ減額し、合わせて96万円を減額するものでございます。次に、児童措置費の扶助費につきましては、児童手当支給対象者の減に伴い、被用者、非被用者、特例給付の給付費、それぞれ56万、43万、3万5,000円を減額し、合わせて102万5,000円を減額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の工事請負費につきましては、空調設備改修工事の入札執行残として80万7,000円を減額するものであります。次に、予防費の委託料につきましては、乳幼児の予防接種件数が予定より少なかったことや、基本健康診査委託料につきましては医療機関分における検査の減少に伴う減額として、合わせて400万円を減額するものでございます。次に、母子保健費の委託料につきましては、妊婦の受診者数の減少に伴う妊婦乳児健康診査医療機関委託料の執行残として150万円を減額するものでございます。

次に、清掃費の塵芥処理費の需用費につきましては、焼却業務が安芸クリーンセンターに移行したことによる電気代の、光熱水費の執行残として124万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、安芸クリーンセンターに係る地元対策事業負担金などの額の確定によるごみ焼却場事業負担金の執行残として1,258万2,000円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。労働費の労働諸費の勤労青少年体育館費の委託料につきましては、耐震診断調査業務の入札執行残として73万8,000円を減額するものでございます。

次に、農林水産業費の農業費の農地費の工事請負費につきましては、定井出樋門改修工事の入札執行残として100万円を減額するものでございます。

次に、林業費の林業振興費の委託料につきましては、串掛林道未登記道路調査委託の入札執行残として540万円を減額するものであります。

次に、13ページの土木費の道路橋りょう費の道路維持費につきましては、町道6号線（三迫バス停前）道路修繕工事、町道196号線道路舗装補修工事、町道11号線道路補修工事及び町道230号線（月見町地内）道路側溝改良工事の入札執行残として、合わせて500万円を減額するものであります。次に、道路新設改良費の委託料につきましては、町道2号線日下橋北詰交差点改良事業実施設計業務の入札執行残として60万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、町道3号線（蟹原1丁目地内）歩道新設工事、町道2号線（ダイアパレス前）・町道8号線（東2丁目地内）道路改良工事

の入札執行残として、合わせて300万円を減額するものでございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、県が施行する事業量の増加に伴う県道矢野海田線整備事業負担金として310万円を増額するものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金につきましては、事業量の減に伴う連立立体交差事業負担金として630万円を減額するものでございます。繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金1,647万8,000円を減額するものでございます。次に、14ページにかけての駅前整備費の報酬につきましては、土地区画整理審議会委員及び土地区画整理評価員の報酬の未執行として、それぞれ92万4,000円、11万6,000円を減額し、合わせて104万円を減額するものでございます。次に、14ページの職員手当等につきましては、時間外勤務の減少により職員諸手当100万円を減額するものでございます。委託料につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業物件調査業務の執行残として1,448万1,000円を減額するものでございます。次に、街路事業費の委託料につきましては中店小学校線及び新開蟹原線道路物件調査業務の執行残として1,100万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、新開蟹原線道路改良工事の入札執行残として250万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、中店小学校線及び新開蟹原線道路改良事業用地購入費の執行残として390万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、森畠西谷線及び海田臨港線道路改良事業負担金の執行残として、それぞれ290万円と440万円を減額し、合わせて730万円を減額するものでございます。次に、15ページにかけての補償補填及び賠償金につきましても、中店小学校線及び新開蟹原線道路改良事業の物件移転補償費の執行残として1,850万円を減額するものでございます。次に、公園費の需用費につきましては、総合公園の電気料金等の執行残として光熱水費100万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田総合公園整備工事及び進入路整備工事の入札執行残として800万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましても、海田総合公園整備事業の用地購入費の執行残として161万8,000円を減額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましても、海田総合公園整備事業の物件移転補償費の執行残として348万4,000円を減額するものでございます。

次に、河川費の工事請負費につきましては、東2丁目地内河川改修工事の入札執行残として200万円を減額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の報償費につきましては、消防団員の退職に伴う消防団

員退職報償金として51万2,000円を増額するものでございます。常備消防費の負担金補助及び交付金につきましては、人件費に係る予算が当初見込みよりも減額となったことによる海田地区消防組合の負担金の執行残として839万2,000円を減額するものでございます。次に、消防施設費の負担金補助及び交付金につきましては、水道工事に伴う消火栓設置箇所数が当初見込みよりも減少したことにより300万円を減額するものでございます。16ページをお願いいたします。水防費の需用費につきましては、防災備蓄用品などの消耗品費の執行残として108万8,000円を減額するものでございます。委託料につきましては、堀川ポンプ所吸込槽清掃業務及び竹貞ポンプ保守点検業務の入札執行残として、合わせて61万2,000円を減額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費の給料及び共済費につきましては、教育長の給料の減額に伴い、給料につきましては19万円を、共済費につきましては3万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、小学校費の学校管理費の需用費につきましては、各小学校の電気・水道・ガス代金などの光熱水費の執行残として260万円を減額するものでございます。委託料につきましては、海田西小学校の教職員の健康診断委託料等の執行残として50万円を減額するものでございます。17ページの工事請負費につきましては、海田小学校分の入札執行残、海田東小学校分の入札執行残、海田西小学校分の入札執行残、合わせて2,120万円を減額するものでございます。次に、学校給食費の委託料につきましては、海田小学校の給食室建替え工事に伴い、現在使用している給食備品の移設に伴い、給食を1カ月間停止したことにより、給食調理業務委託料の執行残として100万円を減額するものでございます。

次に、中学校費の学校管理費の工事請負費につきましては、海田中学校入札執行残、海田西中学校分の入札執行残、合わせて450万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、海田中学校の吹奏楽部が吹奏楽アンサンブルコンテストなどの大会で、予選で敗退したチームがあったことや会場の変更等により生徒遠征費補助金の執行残として50万円を減額するものでございます。次に、教育振興費の扶助費につきましては、対象者の増に伴い、要・準要保護生徒就学援助費26万円を増額するものでございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費の需用費につきましては、生涯学習情報誌印刷の入札執行残として56万7,000円を減額するものでございます。公民館費の委託料につき

ましては、公共下水道接続により浄化槽保守点検業務委託料の執行残とパソコン講座の入札執行残、合わせて123万円を減額するものでございます。次に、図書館費の公有財産購入費につきましては、図書館用地購入費の執行残として63万9,000円を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。児童クラブ費の委託料につきましては、海田児童クラブハウス整備事業実施設計業務委託の入札執行残として37万円を減額するものでございます。また、工事請負費につきましても、海田児童クラブハウス建設工事の入札執行残として270万円を減額するものでございます。次に、ふるさと館費の需用費につきましては、電気代の執行残として光熱水費を50万円減額するものでございます。次に、ひまわりプラザ費の委託料につきましては、パソコン講座の入札執行残として116万7,000円を減額するものでございます。

次に、保健体育費の保健体育施設費の賃金につきましては、雨天によりプール開催日数が減少したことなどにより、プール監視員賃金を92万8,000円減額するものでございます。需用費につきましては、町営プールの水道代の執行残として光熱水費を53万1,000円減額するものでございます。次に、委託料につきましては、(仮称)織田幹雄記念館基本設計業務の未執行により1,100万円を減額するものでございます。

次に、19ページの公債費の利子の償還金利子及び割引料につきましては、平成14年度債の借入率が当初見込みより低かったため、起債償還利子の執行残として1,224万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。1ページをお願いいたします。1ページでございます。まず、町税の町民税の個人の現年課税分につきましては、所得の減少に伴い、個人町民税を636万8,000円減額するものでございます。次に、法人の現年課税分につきましては、3企業の法人税の大幅な増額により法人町民税を9,050万5,000円増額するものでございます。

次に、入湯税につきましては、入湯者数の増により266万4,000円を増額するものでございます。

次に、利子割交付金につきましては、県からの交付見込み額の通知により520万2,000円を増額するものでございます。

地方消費税交付金につきましても、県からの交付見込み額の通知に伴い438万6,000円を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。自動車取得税交付金につきましても、交付見込み額の

通知により99万1,000円を増額するものでございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金の老人福祉費負担金でございますが、老人ホーム入所者個人負担金を159万6,000円減額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の老人福祉費負担金につきましても、老人福祉施設措置費負担金88万3,000円を減額するものでございます。身体障害者福祉費につきましては、申請者の増による補装具給付事業負担金の増額56万5,000円と、身体障害者居宅介護やデイサービス及び短期入所などのサービス業者の減少により身体障害者居宅生活支援費307万1,000円の減額、合わせて250万6,000円を減額するものでございます。次に、児童福祉費の負担金につきましては、保育所運営費負担金を1,153万3,000円減額するものでございます。次に、第4節の被用者児童手当負担金から3ページにかけての第8節の非被用者就学前特例給付負担金につきましては、歳出でもご説明いたしましたとおり、児童手当受給対象者の減少に伴い、それぞれ44万1,000円、12万7,000円、1万5,000円、6万円、16万円を減額するものでございます。

次に、国庫補助金の土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、事業費の減額に伴い、町道8号線道路改良事業費補助金を350万円減額するものでございます。次に、都市計画事業費の国庫補助金の土地区画整理事業費補助金につきましても、事業費の減額に伴い、海田市駅南口土地区画整理事業費補助金500万円を減額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の老人福祉費負担金につきましては、老人福祉施設措置費負担金44万2,000円を減額するものでございます。身体障害者福祉費負担金につきましても、申請者の増による補装具給付事業負担金の増額28万3,000円と身体障害者居宅生活支援費153万6,000円の減額、合わせて125万3,000円を減額するものでございます。4ページをお願いいたします。児童福祉費負担金につきましては、保育所運営費負担金を576万7,000円減額するものでございます。次に、第4節の被用者児童手当負担金から第7節の非被用者就学前特例給付負担金につきましても、児童手当受給対象者の減少に伴い、それぞれ2万4,000円、3万1,000円、1万5,000円、4万円を減額するものでございます。次に、都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、海田市駅南口土地区画整理事業に伴う県道整備に係る県負担金として270万1,000円を減額するものでございます。

次に、県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましても、歳出でご説明い

たしましたとおり、事業費の減額に伴い、在宅介護支援センター運営事業、介護予防・生活支援事業及び家族介護支援事業に係る補助金の減額、それぞれ185万9,000円、59万8,000円、43万3,000円を減額し、合わせて在宅福祉事業費補助金を289万円減額するものでございます。5ページにかけての児童福祉費補助金につきましては、特別保育事業補助金のうち、延長保育事業につきましては補助単価や補助対象区分の変更により35万6,000円を減額し、地域子育て支援センター事業につきましては補助単価の改正により34万7,000円を減額し、一時保育事業につきましては事業の一部を特定保育事業に振り替え、補助対象区分を変更したことにより48万9,000円を減額し、乳児保育促進事業につきましては、15年度から補助基準が民間保育所に限定されたことによる公立保育所における乳児保育事業分の減額や、民間保育所においても補助基準の変更により補助事業として該当しなくなったことにより618万9,000円を減額し、障害児保育事業につきましては補助対象が保育士への加配から環境改善事業に改正されたことに伴い121万1,000円を減額し、特定保育事業につきましては一時保育事業からの振り替えに伴い30万円を増額するものでございます。また、子育てサービス緊急3か年事業費補助金につきましては、国庫補助事業であった乳児保育促進事業が民間保育所に限定されたことに伴い、県の単独事業として公立保育所において乳児の受け入れを積極的に促進させるために新たな保育士を雇用した場合に、その補助金として交付されるものでございます。その補助金として325万9,000円を増額するものでございます。次に、農林水産業費補助金の農業費補助金につきましては、三迫2丁目地内の農道改修工事が補助採択をされたことに伴い、農村基盤整備事業補助金として360万円を増額するものでございます。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、工事請負費などの執行残等の整理により2億2,108万4,000円を減額するものであります。

次に、諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金につきましては、消防団員の退職に伴い51万2,000円を増額するものでございます。次に、雑入につきましては、海田東小学校における事故に伴う損害賠償金として6万8,000円を増額するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。町債の民生債の福祉住宅整備資金貸付事業債につきましては、障害者及び高齢者住宅整備資金貸付事業の利用者がなかったことにより、合わせて840万円を減額するものでございます。次に、土木債の道路整備事業債につきましては、新たに起債対象になったものの増額や事業費の変更等による増減額合わせて8,280万円を減額するものでございます。公園整備事業債につきましては、海田総合公

園及び南本町公園の整備事業費の変更等により840万円を減額するものでございます。

次に、都市計画事業債につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては事業費の減額により、また、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては新たに起債対象となったことにより、合わせて2,790万円を増額するものでございます。次に、水路整備事業債につきましては、事業費の減額に伴い、起債対象となくなることにより370万円を減額するものでございます。次に、教育債の義務教育施設整備事業債につきましては、海田小学校の給食室建替え工事の事業費の減額により700万円を減額するものでございます。次に、減税補てん債につきましては、減税補てん債発行許可額の確定により200万円を減額するものでございます。次に、7ページの臨時財政対策債につきましても、臨時財政対策債発行許可額の確定により560万円を減額するものでございます。次に、消防債の消防防災施設整備事業債につきましては、防災備蓄倉庫整備事業が起債対象となったことにより310万円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。第5号議案の方をお願いいたします。歳入歳出の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,921万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,330万5,000円とするものでございます。また、あわせて繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものでございます。

議案の6ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」につきましてご説明いたします。土木費の都市計画費の中店小学校線道路改良事業でございますが、物件の移転が年度内に終える見込みがないため、用地取得費及び移転補償費合わせて3,207万7,000円を繰り越すものでございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、物件の移転が年度内に終える見込みがないため、用地取得費及び移転補償費1,154万1,000円を繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございますが、廃止として3件を計上しております。この3件につきましては、土地開発公社で先行取得していた3件の用地について、ここに書かれておりますそれぞれの期間までに分割償還をすることとし、債務負担行為として計上しておりましたが、本年度一括償還したため、廃止するものでございます。

8ページをお願いいたします。地方債補正についてご説明いたします。ここにお示しておりますように、追加を4件、9ページに移りまして、廃止を5件、それから、10

ページから13ページにかけまして、変更13件、合わせて22件を計上しております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。崎本君。

○13番（崎本）9ページ、委託料の一番上の防災行政無線点検委託料未執行の分です。

私は再々言うておりますが、私のところへ苦情が来ちるのは、南本町と月見町と三迫、物すごい雑音で、放送が聞こえんと何回も行政に言うていますが、全然経過がよくなっていないが、なぜこれは未執行でこれだけ残して、なぜ執行されないのか、そこの説明をお願いいたします。

○議長（前田）企画課長。

○企画課長（永海）防災行政無線の施設定期点検につきましては、16年4月1日に広島市との合併ということで準備が進められておった関係上、合併すれば防災行政無線が廃止になるということで、その執行を見合わせておりました。それで、16年4月1日の合併がなくなったということで、12月に入札を行いましたけれども、不調に終わったということで、その後、再入札をいたしましても、定期点検にかかる月が3月程度かかりますので、年度内に終わる見込みがないということで、未執行にさせていただいております。なお、今ご指摘のあった聞こえにくい箇所につきましては現在、文書広報費の中で対応させていただいておるところでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）それはあなた方の勝手な答弁であって、住民が物すごい、放送に対して、はいじゃ、放送せにゃいいんですよ。放送するのに、物すごい雑音でピーピーピーピー言うて聞こえにくくあるのに、なぜ住民の意見を聞かんのですか。合併する、せんは、あんたらが関係ないでしょうが。そうじゃないんですか。その間の1カ月でも2カ月でも、町民の要望があつたら、それをするのが行政じゃないんですか。どうですか。今の答弁はどういう答弁をされますか。見越したから、それがいいから、せんでもええと。そういう考え方はないでしょう。合併する、せんは、議会が決めることであって、あんたらが決めることでないというて最初から言いよるでしょうが。なぜそういう答弁が来ますか。ほんじゃ、放送して、雑音や何じゃかんじゃあって、放送が聞こえんと。やかましいと。ああいう放送ならやめてくれというて言うておるでしょうが。ほんじゃ、や

めりゃいいじゃないですか。そうじゃないでしょうが。まだ海田町というものは残って行政は残っていますよ。町民に対して、やる義務があるんですよ、義務が。今の答弁はどうですか。もうちょっと素直になって前向きな考えの答弁をお願いします。

○議長（前田）企画課長。

○企画課長（永海）苦情につきましては、最近多くなりましたので、先ほど申し上げましたように、今ある予算の中で、聞こえやすくなるようにその修繕の対応をしておるということでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）私が言うておるのは、よくならないから言うておるんですよ。いいですか。私は昨日も散髪に行きましたよ。海田町の無線はピーピーピー聞こえんのに、あないなったら直せやと。散髪に行つてわしは苦情を言われるから、わしは苦情係やないですと。ここへ散髪に来ましたというて、昨日言うたところばかりですよ。なぜそういう前向きな答弁……。さっきから言うでしょうが。前向きな答弁をなさいや。三迫3丁目も昨日N T Tか何かが来て一生懸命やりよったですよ。何で前向きな答弁をせんのですか。指摘があつたら、ちゃっとなさいや。予算はどこからでもとってきてもええ。何が、入札を出したんじゃが未執行に終わったじゃどうのこうの、関係ないでしょうが、それは。行政がやることであつて、町民には関係ないでしょうが。前向きな答弁をなさいや、前向きな。助役、どうですか、町長。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今の崎本議員のご指摘に早急に対処したいと思いますので、しばらくの間、時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。私も今の防災行政無線の未執行についてお尋ねしようと思いましたが、今、崎本議員が言われた。それで、町長が早急に対策を立てると言われたのがちょっとまた理解に苦しむんですけれども、未執行で予算を減額しておきながら、いつやるのか。早急に対策といっても、これは新年度の予算でないとできないと思うんですけれども、その点をもう1度明らかにしてもらいたい。

それからもう1点は、先ほどの説明の中で14ページの駅前整備費の13の委託料の説明の中で、この資料では未執行になっておりますけれども、説明では執行残というような説明を受けました。未執行と執行残では大きな違いがありますので、どちらが正しいの

か確認をしておきたいと思います。以上。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほどの崎本議員の件でございますが、私はその後のこの状況がよくわかっていませんので、早急にそれを調べてから対処したいと。今回のこの補正予算の問題じゃなしに、町民からそういう苦情があったことに対して対処したいというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（前田）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）区画整理事業の物件調査業務につきましては、未執行でございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今、町長が言われたのが、気持ちはわかるんですけども、それじゃ、予算はどうなるのかというのをわしはお尋ねしておるんです。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これは、こういうふうな町民の苦情とかいろんな問題に対してはまだ使える金はあるというふうに判断しております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。私も長年議員をやらせていただいていたわけですが、こんなに減額が多くなると、私は住民サービスに物すごい影響するのではないかという懸念をしておるんです。もう私は、こんなに三角がついておるのは初めてだと思うんです。それは私の感想ですが、次に、4点ばかりお尋ねをいたします。

既に皆さんもご承知のように、合併の建設計画の中に52%を示したのが区画整理事業と連続立体交差事業なんですね。それで、ここの13ページ、連続立体交差事業負担金執行残、ここに上げられておるわけですし、14ページ、区画整理事業、これも未執行ということがあるんですね。まちづくりの基本はやはり建設計画にも上げられたとおりだと思うんです。ただ、区画整理事業については住民の同意がないままに強行すること自体が私は町行政としてのやり方に大きく疑問を持っておるわけですが、連続立体交差事業については345億というのが広島市との合併協定の中身じゃったんですね。それが今ここに執行残として、未執行として上がっている。これは行政の怠慢のあらわれではないかというように思うんです。もちろん相手があることじゃし、府中町と広島市との連続性があるわけですから、その問題の経過も含めて説明をしていただきたいというように

思います。1つはそれです。2つ目は区画整理の問題ね。

3つ目は、ごみ焼却場事業負担金執行残というのが11ページにありますけれども、これはどういう経過を通じてこういう執行残になっておるのか。1,200万あるわけですね。

それから、歳入の方で町債で6ページですね。広島市東部地区連続立体交差事業2,920万、町債で歳入として上げられておるんですね。いわゆる連続立体交差事業と広島市東部地区連続立体交差事業の使い分けをなさっておりますけれども、どういう関連性がある、あるいはどういうのでこういう方法でなければならないのか、その説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）まず、今回の減額補正の数が非常に多いんじゃないかということでございますけれども、これまでに監査委員さんとか議会の皆さんから、決算のときに不用額が非常に多いんじゃないかというご指摘がございました。それで、我々の方も、決算でそれをお示しする方法もありますし、今回はそういったご指摘を踏まえて、若干多くなりましたけれども、減額分を整理させてもらったということでございます。それで、全体的には当初予算に比べて5.七、八%ぐらいは少なくなっておりますが、その減額した内容につきましては個々それぞれいろいろございまして、例えば用地の関係であれば、当初予算のときよりも値段が下がったとか評価が下がったとかというものもございまして、若干未執行になっているものもございまして、要はいわゆる執行残でございますから、入札残であるとかそういうことで、特別、当初予算でお示した住民サービスが低下したというものは、若干の未執行はございますけれども、大きくはないというふうに判断しております。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず、歳出の方の関係で、県の指示額により負担金が減となったものですけれども、用地そのものは当初どおりの買収を行っておられます。減額になった理由ですけれども、これの用地買収の仕方が広島市さんと県の方の考え方が若干異なっておりまして、県の方ではピン等の表示、それから広島市の方ではくい等の表示、その分が要らなくなったので減ったというふうに聞いております。

それから、歳入歳出の関係で名前が若干違っているんじゃないかというご指摘ですが、これも、申し訳なくて、これはあくまでも正式名称は広島市東部地区連続立体交差事業と

いう形が正式な名称でございます。

あと、歳入の関係が増えているというのは、財政課長の方が申し述べましたように、負担金の一部についても起債対象とできるとして、起債がとれるということで今回、追加とは書いてありますけれども、新規に入れたものでございます。

○議長（前田）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）区画整理事業につきましては、まず報酬でございますが、土地区画整理審議会につきましては換地設計基準であるとか小宅地の基準、それから仮換地指定に向けての諮問等を予定しておりました。また、評価員会につきましても、土地の評価基準であるとか、土地の指数とって、まさに仮換地指定に向けての審議会を予算化しております。

それから、委託料でございますが、仮換地指定前に大口地権者の物件調査を実施して、仮換地指定後速やかに移転を行えるようにということで予算を計上しておりましたが、議員ご指摘のように、地元との合意形成がなかなか、はかどらないという状況がございまして、このままスケジュールどおり強行してもうまくいかないという判断から、未執行にしております。以上でございます。

○議長（前田）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）それでは、ごみの負担金の減額についてご説明をいたします。

安芸地区衛生施設管理組合に払っておりますごみ焼却場事業負担金につきましては、当初予算に計上しておりました内容につきましては、人件費、管理運営費を含めた一般的な経費と、建設事業に伴う起債の償還費、公債費部分の負担金、それと地元対策事業に係ります負担金の3項目ございますが、まず一般的経費につきましては、安芸地区衛生施設管理組合内の人事異動の関係による職員の減であるとか、1年間やってきたもろもろの経費の執行を精査したところ、ここに組合経費の方のトータルで約二千数百万の減額が生じております。それと、公債費につきましては、当初予算では14年度の借り入れ分につきまして借入利率が確定しておりませんでしたので、高い利率で当初予算を計上しておりましたが、借入利率が確定したために14年度の公債費の負担分が減ったということ。それともう1点、地元対策事業につきましては、当初からこの事業につきましては精算による方法をとるということで、坂町が実施された事業を精算されて、今年度、当初ではトータルで4,000万の金額で計上しておりましたが、精算した結果、2,700万で終わっているということでの負担金の減がある。それと、安芸地区衛生施設管理組合の、

先ほど組合議会の報告にもありましたように、前年度の繰越金が生じておりますので、そこらあたりとの精算を行いまして今回、海田町の負担金1,200万の減額と1,258万2,000円の減額ということになっております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）事業費が減額をしたために、地方交付税が確定したと。それで臨時財政対策債も減額になったという説明をさっき受けたわけですが、全体として、仕組みとしてそうなんですから、臨時財政対策債も減額というようになってくるわけですね。ところが、事業が本来できるものを、怠慢のために、できなかったとか、あるいは相手のあることで、それがなかなかできなかった。私は、計画どおりしなければ、そういう努力をやはり町長を先頭に職員が邁進をしなければ、住民から不信感もある、あるいは議会軽視もあるし、また、本当のまちづくりというのは計画どおりいかないわけですから、そういう努力をしてほしいし、また、基幹である連続立体交差事業、広島市は財政的にいろいろ事情があるようではございますけれども、こうした計画をなさったら、ちゃんとそのとおりにやる、このことがまちづくりの基本になってくるわけですね。私はこういう広島市の東部地区連続立体交差事業、広島市が中心のように今、答弁を受けしましたけれども、実際は広島県が主体事業主ですね。だから、その方針のもとにやらなければならないのに、私はこの予算上から見ると、広島県も広島市と合併を海田町はするんだからということで時間を置いておる、消極的になっておる、こういう、数字上の中で見えてならないんですが、その点はどうですか、お尋ねいたします。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業の補正の話でございます。まず、県の方では東部連続立体交差事業に係る事業費を当初ベースで10億を予定しておられました。広島市の方は5億を予定しておられました。10億のうち、平成15年度につきましては7億を海田町、3億を府中町に振り分けて執行される予定になっておりました。その7億のうち、事務費とか、買った用地にバリケードを張って財産を守るという作業とか、先ほど申しました買収予定地について境界票を打設するとか、そういった作業がありますと。先ほど申しましたのは、用地買収は当初予定どおり買わせていただいた。しかし、くい打設についてはその必要がなくなったといえますか、合併がなくなったということもあるんですが、そのために、その部分を減されて今回の減額になったというものです。昨今言われております広島市さんの話なんですけれども、当然、連続立体交差事業は府中・

広島市・海田域において同時的に進行調整をしながら進めていかなければなりません。先ほど申しました10億と5億の話をいたしましたけれども、これは総事業費に対する割合を示したものとほぼ同等な値になっています。したがって、16年度、今後また16年度予算に出てくるんですけれども、大体、広島市さんと県の予算割合は2対1ぐらいの割合で予算編成されるはずです。それをもって進捗調整というふうにおっしゃっておりますので、今後は各、府中町、海田町、それから事業主体である県・市と、4月以降に進捗についても協議をしながら同時並行的にやるのが好ましいということで協議が開かれるものというふうに解釈をいたしております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）課長の答弁はわかりました。わかるけれども、予算上で見たら、執行残で残る。私は、広島市との合併問題があるから、しばらく経過を見る、そのために未執行でこの予算上に上がってくる、こういうことではないかという質問をしておるんです。いや、そうじゃない、単独で海田町はやるんじゃない。しばらくはこのままでいくんじゃない。そのためには連続立体交差事業、これは町の大きな事業でもあるし、町民が望んでいる。それを、合併をするかしないかは別として、事業を進めていくための予算の計上はしかるべきじゃないかと思うんです。その点はどうかというのを尋ねておきます。以上です。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業はあくまでも負担金でございますので、県がやられる事業に対する連続立体交差事業については15分の2、関連街路については15分の1と決められた負担率がございますので、県の方で予算化をされない限り、負担金だけをむやみやたらと増やしても全く意味のないことでございますので、そういう意味では、東部のまちづくりのためにできるだけ予算化に向けては、皆さんができる範囲の中で協議をして進めていきたいというふうに申し述べたのが先ほどの答弁でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。斎木君。

○9番（斎木）9番、斎木です。全く佐中議員と同じように、不勉強だから、えらい減額があって、補正でその経緯を説明して、思い切った事業を山岡町長はやられるという気はよくわかるんです。それで、もうこういうふうに原案が出たんですから、なかなか修正ということはないですが、不勉強ですから、私は議長をはじめ、町長さんや皆さんの議員に聞きづらいということもあるかもわかりませんが、二、三質問したいと思います。合併がああいう形の中でご破算になりまして、しかし、突然、一部の議員さんから住民

投票条例というものが出てきたわけです。それで、町長としても公約の住民投票というものについてもお考えになっておくことでもあるし、この補正で、私は反省するのに、補正予算ですよ、反省しますのに、県内に6つぐらい合併団体があるのに、1つも視察されておらんのです。そういうようなことからいたしまして、この補正に緊急にそういうものは組めなんなんじゃろうか。十二分な、それ行けどんどんどんどんということであらう。で前町長が進められて……。

○議長（前田） 斎木君、発言中ですが、補正予算に関する範囲の質疑をお願いします。

○9番（斎木） それじゃが、まあ、ご迷惑がかかるとは思います。それで、私としてはそういうような状況であるので、やっぱりこの補正にそういう視察費あたりも組んでもらうべきじゃなかったかと、こういうことが言えると思うんです。

2つ目は、建設課長に聞くわけですが、畝地区の春日神社の4メートルの道路の設計図もできておる。それから、ふるさと館もあると。それは、設計図だけであつたのか、その執行についてはどのようなことで補正に組まれていないし、それは16年度の予算に組まれるのか、その点を、補正を編成されることについての経過をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（前田） 建設課長。

○建設課長（児玉） 今、斎木議員ご指摘の道路につきましては、今年度の補正予算には計上しておりません。

○議長（前田） ほかにございませんか。西山君。

○10番（西山） 10番、西山です。説明書の14ページ、3の街路事業費の節の22・補償補填及び賠償金の件なんですけれども、先ほどのここの説明で、この補正予算に載っているのでは中店小学校線道路改良事業物件移転補償費執行残となっておりますが、先ほどの説明の中では新開蟹原線の執行残も説明で話されたんですけれども、それはここに載っていないんですが、この中店小学校線の執行残の金額が1,850万であつたのか、ここに載っていないけれども、それを合わせての執行残であつたのかというのを。

○議長（前田） 財政課長。

○財政課長（内田） 申し訳ございません。私の説明不足でございまして、ここは街路関係でございません。中店小学校線の道路改良事業に伴う物件補償費の執行残だけでございます。

○議長（前田） ほかにございませんか。加藤君。

○19番（加藤）15ページの一番下の消火栓の設置負担金です。私の聞いたのがはっきり  
せんかったんですが、これは箇所が減ったから執行残になったような説明だったような  
んですが、消火栓設置をこことここにしようと言うたのが、なぜ消さにゃいけん……。  
消さにゃいけんのか、必要なくなったんかようわからんので、その辺の説明をお願いし  
たいと思います。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）この消火栓の設置工事につきましては当初、水道課から、水道管  
の工事に伴う消火栓の設置がえに伴う箇所が35カ所というふうに指定されたんですが、  
それが水道工事の関係で21カ所に減らされたために、このような形になりました。

○議長（前田）加藤君。

○19番（加藤）ということは、将来的にはやっぱり思うところへ要ということ  
になりますね、その30何カ所は。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）これは水道工事で管の布設替等によるものでございまして、必要  
な箇所については整備をしております。

○議長（前田）ほかに……。

（「水道課に聞きゃええじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）この水道課から当初、工事箇所というのが上げられました箇所が  
5カ所ありまして、工事の中で11カ所分について今年度は見送られてこういう形になっ  
ております。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）17ページなんですけれども、学校給食費、海田小学校の給食調理の執行  
残があるんですけれども、これは1カ月ほど給食をやめなきゃいけなかった理由を、ち  
ょっと今はよくわからなかったもので、もう1度詳しく教えてもらえませんか。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）1カ月ほど給食停止やむなくに至りましたが、2月23日から、現  
在の新給食室へ現在ある給食室の設備を移設する、そういう工事にかかっております。  
その期間、現在の給食室が使えなくなるということで、今年度いっぱい給食停止とい  
うことになります。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）給食室が建替えて新しくなったんですけども、使える器具は使うということで、現在ある設備を使うということでもいいですか。わかりました。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。桑原君。

○7番（桑原）7番、桑原です。3点ばかりお願いしたいと思います。まず、町長に聞きたいんですけども、平成15年度の当初予算は105億2,000万という大型の予算を組みました。それで、平成16年4月1日、合併を先送りした象徴として、12月には5億、今回は2億6,000万、予算を減額補正しているわけです。これは今までいろいろと議員の方からも、特異な状況じゃないかというような話もありましたけれども、町長のこれらの補正予算について率直な意見をお聞きしたいと思います。それがまず第1点。

それから、2点目は、この資料の方の6ページですけども、財政調整基金は今現在幾らになっていますか。

3点目は、同じく資料の方の13ページ、一番下に土地区画整理審議会未執行があるわけですけども、土地区画整理審議会というのは1年間全然実施されませんでした。その理由は何でしょうか。その3点をお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）私も、皆さんもご承知のとおり、議会の立場で審議をしておりましたが、その節、先ほどもいろいろ意見が出ておりますが、かなり進み方が早かったということで、何でも何でも合併という形で予算を組まれた。その今回のいろんな調整でこういうふうになった、こういうふうに思っております。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）基金の残でございますけれども、今回の減額補正を入れまして、この15年度の決算ベースで申しますと、約13億6,900万余りになろうかと思っております。

○議長（前田）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）審議会につきましては、先ほど佐中議員にお答えしましたように、今年度の諮問の内容といたしましては、小宅地の扱い、私道の扱い、換地設計基準、小宅地の基準、それから仮換地指定に向けての審議ということで、一応16年3月に予定しておりました仮換地指定に向けてのご審議をお願いするスケジュールで予算化をしておりましたけれども、地元の地権者の方々との合意形成がなかなか図れなかったということで、開催しなかったものでございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）大体、大型予算を組んで7億から8億減額をしたということ、これについては、12月の定例議会でも申し上げたんですけれども、合併行け行けどんどんじゃないんですけれども、そういうことでかなりの大型予算を組んで、そのことについて先送りした町長として、16年度予算を見据えてどういうお考えかというのを聞きたかったわけです。その辺、もう1度お願いしたいと思います。

それから、3点目の、今聞いたのは、1年間審議会を全然やっていないわけですよ。それはなぜかということ。それと、審議会の議事録も配られていないんですよ、その前の。全く審議会は1年間活動していないのに、意見交換会だとか何とかいろんなことをやっているわけです。その辺の事情はどうなっているんだと。町政としてどう考えているのかというのを聞きたかったんです。そういうことです。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）大きな予算を組んで執行残が多いじゃないかという、補正で減額補正ということですが、先ほども答弁しましたように、合併の早期ということも含めて、また、福祉センターの問題でかなりの予算計上をしておりました。それらを含めて予算が大きく膨らんだというふうに思っております。

○議長（前田）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）審議会は、ご指摘のように、1年間開催しておりません。これは、今申し上げましたように、これからの審議会の審議事項が仮換地指定に向けての事項であるということで、このまま仮換地指定を強行するというような地元の状況がございません。したがって、まずは地元の皆様との合意形成を図っていききたいということで、審議会を開催しなかったということでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。7ページの消防債ですけど、ちょっと説明を聞き逃しておったように思うので、済みません、もう1度質問しますが、15年度当初の予算では、総務債及び消防債は廃目になっておるんですけれども、ここにある防災備蓄倉庫整備事業、これがいつごろ浮上してきて、こういう制度ができて、ここで消防債がとれるようになったのかというのを説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）これは、当初からこの事業については当然認識しておったんですけれ

ども、これが起債対象になるか、ならんかというのを協議しておりました。その段階で、確定した段階で補正していこうということで当初から考えておったことで、今回、これにつきまして起債充当率が75%の充当率になったもので、この際、起債として上げさせてもらっております。

○議長（前田）ほかに。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。10ページの福祉医療費の扶助費のところの乳幼児の医療費の分ですけれども、説明では乳幼児の減少ということなんですけれども、何人対象になる人がおられて、何人ぐらいがこの医療費を使われたのかというのと、それと、17ページの工事請負の小学校の入札残というところがあるんですけれども、その説明をお願いします。

それと、同じくその工事請負の中学校のところの450万円の執行残の内容も、できればお願いいたします。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（貝原）乳幼児医療費の人数が減ったということですが、人数的、件数的にはほぼ前年並みです。ただ、14年10月から乳幼児医療費の自己負担割合が3割から2割、2歳以下ですけど、2歳以下の自己負担率が2割になっておりますので、その関係で公費負担、自己負担分を補てんするものですから、福祉医療費としては下がっております。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）小学校費と中学校費の工事請負費の執行残でございますが、既に契約を終えて、あるいは工事を終えた、そういうものに対しまして入札の執行残で、内訳につきまして、主なものですが、海田小学校につきまして給食室の建替え工事、プール塗装工事、そういったもので1,700万円、海田東小学校についてはプール外周及び体育館南側のフェンス工事ほかについて200万円の執行残、それから、海田西小学校についてはプール塗装工事ほかで220万円の執行残、合わせて2,120万円の残となったものでございます。

それから、中学校費につきましては、両中学校デリバリー給食用の配ぜん室の整備工事を行いました。その結果、合わせて450万円でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西田君。

○5番（西田）5番、西田です。先ほど全体の減を説明していただいたんですが、5.7%から5.8%ほど当初より減少した、こういうふうに説明を受けたんですが、それともう

1 点は、先ほど町長の方から答弁されましたが、合併関係の予算が多く含まれておると。また、福祉センターの予算が含まれているというふうに説明を受けたんですが、その5.7%から5.8%の減の中の合併が何%ぐらいであるか、含んでいるものですね。それから、福祉センターが何%ぐらいのものか、説明をお願いいたします。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）合併関係と申しましても、要は合併に係る経費ということで、一部合併協議会の費用等はございましたけれども、本来は合併するに当たって、できる限りのことをやっていこうじゃないかという意味での前倒しをした予算がございます。というのは、それにつきましては、建設事業に係るものが主になってきますけど、数字については、増減の歳入歳出等の主な内容については、今、資料を持っているんですが、西田議員さんがおっしゃった分についてはそこまで詳細に持っていませんので、整理させてもらいたいと思います。

○議長（前田）西田君。

○5 番（西田）合併関係に基づいてそういった事業がなされたというふうに表現されたんですが、基本的に必要なものがあるから予算組みされたんじゃないかというふうに私は理解しているんですよ。早目にしないといけないものは当然早くしないといけないというふうに私は理解して予算も可決したつもりなんです。だから、合併をすとか、せんとか、そういう問題ではなかったはずだと私は理解しているんです。そここの見解の違いを説明してください。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）これまで、合併についての調査委員会等の中であるとか議会の中で、要は、それは全体の意見でないにしても、合併をするのであるのなら、より町の財源が賄えるものはやったらどうかというふうな議員さんの提案なり要望もございました。我々はそういうことについて、要は実施計画に基づいて事業を進め、また予算をこれまでも計上してきたわけなんですけど、そういったものについて、例えば後年度にやる予定のものを前に出させてもらったと。それを、わかりやすいような表現として合併の前倒し事業というふうなことで説明させてもらった方がわかりやすいんじゃないかということでこれまで説明してきたわけでございます。だから、ご指摘のように、合併をしようが、すまいが、海田町にとって必要なものを予算を組んでいったんですから、それはそういうことにもなろうと思うんですが、言葉の使い分けによってそういうふうにとれる

かもしれませんが、本質的には一緒のことです。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）ということは、必要なものをつくっていくという計画で理解しておってよろしいわけですね。はい、ありがとうございました。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑があるようでございますので、暫時休憩をいたします。再開は13時にいたします。

~~~~~○~~~~~

午後12時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。平成15年度海田町一般会計補正予算に対する質疑を続行いたします。質疑があれば、許します。住吉君。

○15番（住吉）これは要望になるかも知れませんが、先ほど来、予算の中で減額が多いと。数億円あるということで厳しい質問がありましたけれども、私はこの会計のシステム上、残るのはやむを得ないと。あんまりやかましく言って追及しておると、そんなら来年度から全部使ってしまえということになっても困るので、こんなことを提案してみたいと思うんです。入札執行残が非常に多いです。これは、やはり仕事がないために、業者が極力抑えて安く入札をされるということで多いんです。だから、今の補正残を残した中で入札執行残が何%あるのか、額もあわせて、後でいいですから、さっき休憩前に手を挙げたのはそのことじゃったんです。休憩中にやっていただいたら、そのぐらいあるよということをおよそわかるだろうと思って。そういうことで、入札執行残が何ぼあるかということをしつかり教えていただければ、今後、参考になると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（中野）それにつきましては、すぐ整理して、後ほどお答えいたします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅でございます。資料の7の13ページなんですけれども、先ほど来質問も出ておりますけれども、やはり駅前整備費の104万円、審議会委員の報酬未執

行ということで、これはおとしになりますけれども、おとしの10月に審議会委員の選挙をやりまして、そこで委員が決まりました。それから、その直後、おとしの12月に第1回目をやって、それで、去年になりますけれども、去年の1月に最後をやって、それ以来やっていないということで、去年2月からは委員会をやっていないということなんですけれども、仮換地関係の議案の整備といいますか、あれの作成があってから委員会を開催するということだったろうと、そういうことですが、1回しか開いていませんので、あといろいろ経過はその都度知っておりますし、整備室の方にも行きましたけれども、旅行とか、これはちょっと関係ないんですけれども、委員の研修というのもあったんですけれども、それもしていないということで、地権者の感覚という気持ちから見たら、せっかく長い間時間を、13年も14年もかけて審議委員会をやっと選挙して構成をして、1回目と2回目、去年の1月をやって、それでずっと途絶えている。地権者の人とも意見を交換するわけなんですけれども、開かずでいきましたら、これは逆にかえって白けが出てくるんですよ。せっかく審議委員会もあれで、事業計画決定をして審議委員会を開かずでいきますと、白けが出てくるような感じになって、今もその感が強いので、やっと委員会をつくったんですから、どうあれ開いて、開いて議案が出て、そろわなければというのわかるんですけれども、開いて意見を言って押し上げていかないと、せっかく委員会をやっとつくって、2月から全然開かずで、白けが強いので、やっぱり押し上げて強い気持ちでやっていただきたいということで、それが次の1,448万の未執行にも関係してくると思うんですけれども、これ、もう少し強い気持ちでというところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）先ほど来ご答弁申し上げますように、地元の地権者の方々との合意形成がまず第一であると考えております。したがって、審議会というのではなくて、今後につきましては、ワークショップ等を通じて皆様のご意見をお聞きしながら合意形成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。先ほど聞いておけばよかったんですけれども、17ページの学校管理費の中学校の執行残はデリバリー給食の執行残ということだったんですけれども、これは2月24日に総務文教委員会でデリバリーのすることについて質疑をしたときに資料が出たんですけれども、その資料によると、当初予算は3,081万円ですか、それで、

両校合わせていろいろ契約後が1,995万円になって、1,000万近い執行残のはずなんですけれども、ここには450万というて出ておるんですけれども、これはどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）先日の総務文教委員会でお示しした予算については16年度分の予算の概要を説明させていただきましたが、この3月減額補正につきましては現在建設中のデリバリー給食配せん室の工事費にかかわる執行残でございます。

○議長（前田）課長、ちょっとずれておるようなんじゃけどな。学校教育課長。

○学校教育課長（河原）済みません、ちょっと質問の趣旨を間違っておりました。デリバリー給食室の工事につきまして、当初予算にかかわる工事3,081万円計上しておりました。実際の入札につきましては、契約額が1,995万円という、約1,000万余りの工事執行残なんです、15年度中のほかの予算にかかわる流用を既に行っておりまして、この費目にかかわります、工事請負費にかかわります不用となる額が450万ということで整理をさせていただいております。

○議長（前田）いいですか、岡田君、目の中で動かしておる、こういう説明なので、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第10、第6号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3

号)。平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,699万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,972万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜） それでは、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。資料8、補正予算説明書をお願いいたします。

まず、1ページをご覧くださいと思います。資料8の1ページです。分担金及び負担金の下水道事業費負担金を739万2,000円減額しております。このうち公共下水道整備事業負担金を起債借入利率の低下によりまして91万4,000円、また、公共下水道事業受益者負担金を賦課面積の減少によりまして647万8,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、使用料及び手数料の施設管理手数料でございますが、指定工事店の指定更新手数料の増によりまして31万3,000円増額するものでございます。

次に、国庫支出金の下水道事業費補助金を増額いたしております。当初見込みより5,000万円多く入る予定でございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、今回の補正におきまして、歳出に係る補正額から歳入に係る補正額を差引いた額1,647万8,000円を減額するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分3,675万9,000円を補正するものでございます。

次に、諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、貸付金制度の利用者が当初より増えたため、755万円増額するものでございます。

次に、消費税還付金でございますが、精算によりまして還付金額が確定いたしましたので、304万9,000円減額するものでございます。

次に、町債の下水道事業債でございますが、1億1,470万円減額するものでございます。詳細につきましては議案でご説明いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、最初に、総務費の総務管理費でございますが、一般管理費の報償費を61万2,000円減額するものでござい

ます。これは、受益者負担金の賦課面積が減少したことにより、前納報奨金に執行残が生じたものでございます。次に、委託料でございますが、下水道台帳作成事務委託料及び水質検査委託料の入札執行残により168万3,000円減額するものでございます。

次に、水洗便所普及費でございますが、これは財源を一般財源から特定財源に振り替えたものでございます。

次に、事業費でございますが、補償補填及び賠償金を公共下水道整備事業埋設管等移設補償費の執行残により4,000万円減額するものでございます。主な理由といたしましては、平成14年度にゼロ国で発注いたしました工事箇所の移設費で、予算作成時に予定しておりました工事箇所まで事業費の関係でできなかったこと、及び現地精査の結果、一部ガスパイプ・水道管の移設が不要となったことによるものでございます。

次に、4ページの公債費、償還金利子及び割引料でございますが、平成14年度の借入利率が予定より低かったため、470万2,000円減額するものでございます。

続きまして、第6号議案をお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,699万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,972万1,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、議案4ページをお願いいたします。流域下水道事業債を480万円減額し5,720万円とし、流域関連公共下水道事業債を1億300万円減額し5億1,360万円とし、資本費平準化債を690万円減額し1億7,170万円とするものでございます。なお、流域関連公共下水道事業債につきましては、当初、起債事業で実施する予定の工事に補助金がついたため、事業債を国庫金に財源を振り替えたことにより大幅な補正となったものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。崎本君。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）崎本でございます。ここに執行残が載っていないんですが、15年度の工事請負費の内訳はどのようになっているか、説明をお願いいたします。わかりますか、意味が。わかりますね。

それから、2番目に……。3回しか言われんけん、1個ずつまとめて。今、説明があった3ページの海田公共下水道整備事業埋設管等移設補償費執行残とありますが、この

入札補償費の未執行と工事請負費の入札執行残の内訳をお願いいたします。最初、2点ほどお願いいたします。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）工事請負費にかかわる補正予算が出ていないということなんですけれども、これは当然、当初予算の中で金額がおさまったから補正等が出てきていないということでございます。

それと、あとの質問がちょっと理解ができなかったんですが、未執行との関係ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○上下水道部長（木原正博）具体的な工事のことで申し上げますと、当初予定しておりました箇所ができなかったというのが現実なんです。といいますのが、下水道事業につきましては補助金と起債によって工事を行っています。それで設計をして入札をするわけなんですけれども、補助金が確定されておる場合、もし補助金に達しなかったときには新たな工事を発注して補助金まで工事をしていきたいというのがありましたから、当初では設計金額において計画を立てておりますけれども、それが入札の執行残等によって工事金額が下がってくるということになりますと、補助金を返還するというような事態が出てきます。その場合には新たに工事を発注して補助金額内におさめたいということです。で、当初予定をしておいた部分にプラスされる場合もありますし、工法の変更等によってはマイナスすることもあります。ですから、当初で予定していた箇所までは工事は終わっておりますけれども、最初に、入札執行前に予定していた箇所までには至らなかったというのが現実でございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）いや、私が言うのは、それはわかりますよ、わかるから、その細部を、いいですか、補助予算が例えば1億あったなら、1億、ほんじゃ出たから、1億の工事はせんかったら補助金を返さなきゃいけないというのはわかりますよ。ほうじゃから、どこがどれだけの進捗状況で、何ぼ工事をやって何ぼ補助金が余ったから、次の工事はどこへ何ぼ使いましたよという説明がなかったら、全然わからんでしょう。ほいじゃから、入札された金額を、今まで下水道で入札された入札執行残があるはずなんですよ。入札執行残も書いていないのに、帳面に載せなくて、ほんじゃ、自分が勝手にどこへでも回してもええかと、そういうふうな解釈になりますよ。意味がわかりますか。執行残が何ぼ何ぼありましたから、これは、ほんじゃ、この工事を延長してどこへ流用しましたよ

と。そういうのがここの補正では全然わからんでしょ。そこがどうなっておるかというのを聞いておるんですよ。極端な話が、工事をいろいろ変更するのには、今日この最初の件でも出たんですが、工期延長する場合でも何でも変更届というものがあるでしょう。わかりますか。ほいじゃから、一つ一つ工事したら、その金額に入札した執行残もあれば、その執行残があったから、補助金、ほんじゃ次のこういう工事を出しましたよと。そういう内訳がわからにゃいけんのでしょうか。これだけじゃったらわからんでしょ。意味がわかりますか。15年度予算に工事請負費 7 億 6,400 万とあります。これに対しての入札執行残と未執行の場所が何カ所かあったならあったと、それが出てこにゃおかしいでしょう。意味がわかりますか。わからん。わかるか、わからんか言うてくださいよ。私は 3 回しかないんじゃけん。わかるか、わからんか。わかったならいいんじや。わかった。ほいじゃから、それがここにどこにも載っていないから、入札執行残があったら執行残を載せて、それをここに転用しましたというのがわかる書類がなかったらおかしいでしょう。わからんか。

○議長（前田） いやいや、それは全部挙げれんと思うんですよ。

○13 番（崎本） いやいや、ほうじゃから、挙げんでもいいんですよ。ここに工事請負費 7 億 6,400 万という工事請負費があるんよ。この一般会計補正予算には入札執行残と書いてあるでしょう。これには全然そういう項目がないんじや。そうしたら、入札執行残も何もかにもどこへ入っておるか。補助金じゃから、ほいじゃ、自分らが勝手に残りを使ってもええという解釈の仕方だったら、どこかに使いましたという分が出てこにゃおかしいでしょう、帳面上。そこまで詳しく書かんでええという、そういう物の言い方はないですよ。どうですか。

○議長（前田） 上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博） 入札執行残を書いているということは、それぞれの入札執行残は当然ありますけれども、この表面に出てきて補正減なり補正プラスするという金額はないということで理解をしていただかないと、ちょっと我々の方としては一つ一つどこに執行残、今ここに手元に資料がございませんけれども、当然予算の範囲内ですべての工事を終わらせたということでございます。

○議長（前田） 崎本君。

○13 番（崎本） いや、それはわかりますよ。一般会計補正予算では入札執行残もあるでしょう。わかりますか。それがどこへ流用されたことが説明できんかったら、私はわか

っていますよ、わかっているんじやが、それはルール上間違いじゃないかということ
指摘したいから、私は言うておるんですよ。工事の内容で、例えば石が出たから、これ
には銭がかかっておるんじやから、ほんじや、工事一般的なもの10ありますよ、10を
8でやめて、2だけは今の入札執行残をあとの何とか充てるとか、そういうことは、そ
れはやっておるといのはわかりますよ。おってでしょう。そういう分を公表せんかっ
たらルール違反じゃないですかということをお願いするんですよ。いいですか。工事請負
費の承認案件の場合に何メートルの工事をこことここは1億何千万でほんじややったと。
ここに転石や石が多くなったから、掘削工事の100メートルなら100メートルはこれを減
にしますよと言うたら、そこに工事の変更があるんじゃないんですか。そういうことは
この議事録の中、工事の中で、今まであるでしょう。今日午前中もあったこれ、工事請
負契約の変更について。こういうことがなされなければ、ルール上間違いじゃないんで
すかということをお願いするんですよ。執行予算があったから、例えばそこに何らかの問
題があったから、ほんじや執行予算があるから、ほんじやこれは皆公表せんで勝手に使
うてええと。水面下で使うてええと。そういうのはルール違反じゃないですかというこ
とをお願いするんですよ。意味がわかりますか。ほんじや、答弁をお願いします。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）あくまでも執行残として予算が残っていないから、表面上の
予算書には出てこない。これが原則でございます。工事請負費十億何千万、このう
ちのすべてをこの中で賄ったということで、あえて補正として減にしていないというこ
とです。それと、一つ一つの工事について申し上げますと、確かに契約認定を受けた中
には変更したものもございます。ただし、それは工期も変わっていませんし、請負金額
も変わっていないから、議決案件として出していないということでございます。

（「ちょっと議長、内容的にちょっと答弁、もうちょっとそこを詳しくお願いしま
す。」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）暫時休憩をします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午後1時28分 休憩

午後1時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○上下水道部長（木原正博）ご説明申し上げます。確かに5,000万以上につきましては議

会認定を受けるということで議会の認定を受けております。ただし、議会認定を受けるものにつきましては工事名、業者名、その請負金額、期間ということの議決を受けております。その中で、金額及び期間等の変更がない場合には、内容を変更してそのまま工事を行うわけですので、議決事項が変更していないということで、新たに、議決事項でないということで、議案としては提出をしておりません。これは今までもそうですし、今からもそうであるというふうに解釈しております。具体的なものになりますと、あくまでも補助絡みの工事については補助金額までに行かせたいという思いがありますので、その工事は変更せずに、新たな工事を発注して、これで工事を進めていくということにしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

（「ルールについての答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）先ほども言いましたように、あくまでも金額、工期変更がないということですので、議案としては提出していないと。これがルールになっておりますので、そういうふうに今までもやってきておりますし、これからもやっていくということでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）言われることはよくわかりましたよ。よくわかりましたが、私が言うのは、工事金額と工期とは議決を得たとおりにやっていますと。ただ、内容が違いますと。内容は、今まで議決を出して、工事変更を出した覚えはありませんと、金額。この内容について、私が言うのは、工事金額と工期が違うて、内容は少々違っても関係ないよと言われますが、私は工事の請負契約にするとときに、推進工法が何メートル、開削工法が何ぼ、矢板工法が何ぼ、それをもとに議決をしていますよ。例えば推進工法が1,000メートルあったのが、転石や何じゃかんじゃあって900メートル減ったと。ほいじゃ、あとの100メートルはあとの工事でやると。その内容が違うたら、これは工事請負契約の変更と同じじゃないんですか、解釈によっちゃ。内容が少々変更になっても、埋め合わせをどこかですればと。私はそこを言うんです。いいですか。請負契約というものでちゃんと、今日の午前中でもあったように、推進工法が何メートル、開削工法が何ぼ、こんだけやります、これに対してこんだけの予算が要りますと。それを議決するんでしょう。その議決した内容に少々変更があつて、今言われる、内容が変更になっても一々議会に報告は今までしておらんと言われましたが、その内容が大事じゃないんです

か、私が言うのは。例えば転石や何じゃかんじゃがあって、推進工法を1,000メートルして、開削工法が200メートルほど予算が足らんでできんと。そうしたら、勝手に、予算は1億4,000万なら1億4,000万出して、開削工法は後でほんじゃ3,000万なら3,000万また追加工事で出して。それは契約変更と同じような、考えによっちゃ同じじゃないんですか。例えば1,000メートルの下水道工事をするのに1億4,000万あって、例の話ですよ、1億4,000万で1,000メートルできると。今、下水道部長が言われるのはね。私たちが議決したのは、1,000メートルをほんじゃ1億4,000万かかりますよ、いいですよと。議決を受けたが、下水道部長が言われるのは、転石や何じゃかんじゃあったから、推進工法は1,000メートルやりましたと。開削工法は予算の都合上、700メートルほどしかできなかったと。それは工事期間と請負金額は変更はありませんが、工事内容は300万ほどまた今の別のところから予算を持ってきて、300メートルは別に発注したと。そこまで説明する必要はないじゃないかと。そういうことでしょう。ところが、私たちが議決したことは、この1,000メートルは1億4,000万でできるという分で議決をしておるんですから、300メートルほどをよそから錢を持ってきて、例えば1,000万かかったら1,000万、5,000万以下じゃけん、議会の議決は要らんよと言われますが、最初にした1億4,000万の工事に対しての議決の内容が変わったら、そこで変更届が要るんじゃないかということをお願いするんですよ。そうじゃないですか。それは契約自体がそうでしょうが。1,000メートルを1億4,000万でやるんですよ。それに対して議会の報告してから、それで議会は議決したんですよ。それが、何かの理由があって、推進工法は1,000メートル、開削工法の300メートルが予算が足らんから、今の執行残や何じゃかんじゃを引っ張ってきて、別に入札させて別の業者に300万やらせたら、私たちが1,000メートルをやった議決内容と違うんじゃないですか、内容が。だから、内容が違うんじゃないですかということをお願いするんですよ。わかりますか。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）あくまでも議会認定を受けたものにつきましては、先ほども言いましたように、工事名、請負業者、請負金額、工期、これの変更がないので、議案として提出をしていないということです。これはルール違反ではございません。ただ、内容につきましては確かに、おっしゃられるとおり、その工事その工事によって推進工法あるいは開削工事のメートル数がそれぞれ減したりプラスしたりすることはあり得ます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。資料8の1ページ、先ほど説明で公共下水道事業受益者負担金が647万8,000円減少するという説明の中で、賦課面積が減少したからこういう数字になったんだという説明がありましたけれども、もう一言、なぜ賦課面積が減ったのかという説明が足りない。

それから、その次の使用料及び手数料も31万3,000円増えているけれども、これは業者が増えたから増えたという説明はあったけれども、それじゃ、何業者増えて全体で何業者になったんやと。そういう説明をなぜできんのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）受益者負担金の賦課面積の減によりまして647万8,000円ほど減額すると申し上げましたが、これはJR横断分、つまり上市地区が8,600平米ほど賦課できなくなりましたので、この金額を減額するものでございます。

それと、指定工事店の指定手数料につきましては、これは更新分を、一応合併の関係で更新分は広島市で行うことになっておりましたが、合併の中止によりまして、更新分も海田町でやるようになったと。その関係で67件ほど更新をされる方がおられます。それと、新規に3件ほど指定工事店が増えたというものでございます。以上でございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今の8,600平米か、賦課できなくなったというのは、具体的にどういう理由から賦課できなくなったんですか。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）賦課面積が減ったということにつきましては、当初予定しておった賦課区域内の工事が他の工事の延期といいますか、おくれによって、そこまで工事がたどり着かなかったというのが理由でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西田君。

○5番（西田）5番、西田です。議案の1ページ目のところを見ていただきまして、一般会計繰入金1,600万円ほど減額になっております。一般会計からの拠出が少なくなったということで、非常に評価したいと思うんですが、これは自然になったものか、かなり努力されてなったものか、それをお尋ねしたいと思います。

それから、この繰入金が全体の総額に対して約20%近く一般会計から拠出されており

ます。それから、もう1点、収入の面で考えますと、町債の方が約38%ぐらい拠出ということになっております。それから、歳出の方を見ますと、公債費の方が31%、この町債と公債費の関係で、借りる方は多く、払う方は少なくなっておる。これは将来的に物すごく問題ではないかというような気がしております。そこで、2点目の質問なんですが、今後、この水道会計の財政状況への影響、そういったものがどういうふうに展開していくのか。

それから、当然必要なことは、独立採算制をどのように加味して、これを自助努力によって進められるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、それを推進するためには当然使用料の問題が絡んでくるといいますから、その使用料等にどのように影響してくるか、その4点をお尋ねしたいと思います。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）一般会計からの繰入金の減なんですけれども、これは、1つには使用料が増えたというのが1つの原因になっています。それと、ご存じのように、下水道は使用料あるいは国庫補助金等々で賄われておりますけれども、最終的に足りない部分を一般会計の繰入金で補てんをさせていただいているというのが現実ですので、それをすべて精査した結果が今の補正減につながっているということでございます。

それと、起債の額が増えて償還の金額が減っているということなんですけれども、起債の種類によりましていろいろありますけれども、普通5年据え置き30年で償還することですので、近年、借りている利率が非常に安いということが1つでありますし、最近の下水道工事の額が大きいので金額は増えているんですけども、借り入れ利息が安いから少なくなっているというのが現実だと思います。

将来計画なんですけれども、今、海田町の方から年間に約2億円ぐらいの繰入れをさせていただいて経営をやっているわけですから、もし一般会計にこの2億円が非常に負担になるということであれば、当然、今おっしゃいましたように、収入であります使用料を値上げしてやっていかなきゃいけないということになってくるとは思いますけれども、今のところ、一般会計の方からの繰入れをさせていただいておりますので、今現在は今の使用料でいいのではないかと思いますけれども、将来、一般会計からの繰入金が減ったり、なくなったりするということであれば、使用料しか収入の道がございませんので、当然考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（前田）西田君。

○ 5 番（西田）使用料はできるだけ据え置いていただきたいという気持ちはあるんですが、借入金の返済が、平成15年から16、17、18、19と見てみますと、どんどん増えているようなことになっておりますよね。そういう意味からして、かなり独立性というんですか、そういったものが損なわれつつあるんじゃないかと。自分で経営できないような状況になってきているんじゃないかという気がしておりますて、そこらはどのように今後それに対して……。随分な額があるんですね。平成15年では5億9,000万、16年は6億1,000万、17年には6億4,000万と、どんどん増えているような、そういった増に対して、必ず支払いしないといけませんので、その対策ですね。借金を延ばしてもらうのか、いろんな方法があると思いますが、そこらを含めて将来これは大丈夫ですかね。そこらをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）下水につきましては、今が工事のピークでございますので、このしわ寄せといいますか、ツケは多分10年、15年先に一番のピークを迎えるんじゃないかと思います。ただし、工事をどんどんやっていくことによって、その使用料で負担がかなりできる部分があるのではないかというふうにも考えます。ただし、すべてを下水道の使用料だけでやっていくというのは非常に難しゅうございますので、当然そこには受益者に負担をしていただくという意味からも、使用料の値上げ等々も年次的に計画を立てていかなければいけないというふうに思っています。それともう一つは、起債がもし安い利息で借りられるものであれば、一つ一つを精査してみて借りかえというふうなことも考えていかなければいけない時期に来ているんじゃないかというふうにも考えております。

○議長（前田）佐中君。

○ 1 6 番（佐中）16番、佐中です。先ほどの崎本議員の質問に対する答弁について私もちよっと聞いてみたい、納得がいかないところがあるので、お尋ねしますが、議会認定をされて、その認定をする場合に、例えば推進工法である、開削工法である、それぞれ割合があったとすると、しかし、実際にやってみて開削工法で全部いったという場合に、議会に出された議案と実際に工事をやっている中身が違ったら、やっぱり議会認定についてちょっと異変が起きたというように思うんですが、実際は、布設をするわけですから、工事としては目的を達するわけですね。しかし、契約の積算単価が違って金額を出されておるわけですから、それがおのずから変わってくると議会認定の条件もまた変

わってくるのではないかという。今後のことがありますから、ちょっとそれを明確に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）契約認定と内容変更等につきましては、いろいろと意見があるようでございます。我々としては、今のところは、金額と工期に変更がなければ、新たに議会の変更契約を提出しなくてもいいという解釈をしております。ただし、いろいろな意見があります、確かに。金額で何%以上は重要な変更になるのか、工法が何%変更したら契約変更に当たるのか、下水の場合はいろいろと、掘ってみなければわからない部分がありまして、必ずと言っていいほど変更が出てきますけれども、それがどれだけあれば議会に報告なり、変更になるのかというところがまだ確立されておられません。我々も今、どこまででどうなんだろうかというのは研究はしておるんですけども、今のところ、誠に申し訳ないんですけども、金額と工期に変更がなければいいのではないかという解釈をしておりますけれども、ほかの自治体等ではもう研究をされておるところもあるようですので、我々も研究してみたいというふうに思っております。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）今のに関連して質問します。例えば工事金額、工期、関係ないから議決にかけなくてもいいということであれば、それはおっしゃるとおりです。だけど、その範囲内で、安かろう悪かろうというような結果になった場合、それは行政責任はどのようにしてとるのかということだと思ふんですよ、今、皆さんがおっしゃっていることは。だから、公費が安くなったから、予算が安くなったから、行政判断で勝手にやるのはいかがなものですかということをおっしゃるんです。だから、チェックする、やったことが安くやったことに対して、安くやらなかった前の段階と比較して合理的に予算を適正に使ったのかどうかというその判断は行政サイドの方に任されているから、今、部長がおっしゃったような、工期とか金額に関係ないんだからかけなくてもいいんだという議論になろうかと思ふんです。だけれども、やった結果が、何回も言うように、安かろう悪かろうというようなものになった場合は、どこでチェックし、どこで修正し、みんなが納得して、やった結果がそういう結果になったら、だれが責任を負うんですかということ、それについてはどうなんですか。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）先ほども申し上げておりますように、金額が安くなれば当然、

契約の変更ですので、これは議会の方にかけて判断を仰ぐということでございます。内容が安かろう悪かろうというふうなご意見ですけれども、そのために技術屋が行きましてチェックをして、それで、いいもので安ければ、金額を下げていくということです。チェックは当然こちらの発注者の方でやっておりますし、金額が変更になれば当然、議会認定を受けたものであれば、議会の方に提案をさせていただくということでございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）そんなことを言っているんじゃないくて、これは下水道ばかりじゃないです。一般会計の方のことも関係するんですよ。この前、そういう事例があったんです。安くなったんです。かなり安くなった。安くなって、現場に行ってみると、こうした方がいいんじゃないかと。その方が流通上、搬入とか何とかの関係で、より合理的な予算の執行ができたんじゃないかというようなことを目の当たりにしたわけですよ。おっしゃるとおり、いや、それはそうじゃなくて、この方がいいよと言う人もいるかもわからんけど、明らかにこうした方がよかったんじゃないかなと。安いんだから、安くなったんだから、もういいじゃないかというような、そういうことばかりではなくて、みんなが行政サイドの方で検討をよくなさって、やはりこの方がいいんじゃないかというチェックとか、できたものに対する責任はどのようにすべきかということを言っているんですよ。それは検討すべきじゃないのかということを言っているんだと思うんです、皆さん。その金額とか何か、条例上がそうになっているからもういいじゃないかというんじゃないくて、今、不景気な世の中で、財政面も随分いろいろ苦勞しているわけでしょう。だから、安かろう悪かろうになっちゃ困るから、そういうようにならないように、行政サイドでもよく考えて、やったらどうですかというのを言っているんです。それを検討する考えはありますか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、桑原議員が指摘のことは当たり前のことなんですね。それができていないということを今、指摘されておるわけですが、今後、極力つぶさに検討しまして、前向きにやっていきます。

○議長（前田）ほかにございませんか。原田君。

○14番（原田）いろいろと質疑を聞いているうちに自分がよくわからなくなってきたんですが、最後にまとめて聞かせてください。今の認定がありますよね、工事認定が。こ

れに出てくるのに5つあるんですよ、議案の中に。工事名、工事場所、金額、請負者、工期、この5つです。これが議案で出ているから、これは今、認定したとおりでいいですよという話。もう1個、資料がついて出ますよね。この資料の中に工法とか、もっと言えば、契約するときの内容は入りませんよという解釈をするということによろしいでしょうか。1、2、3、4、5だけ。資料は資料としてということで考えるんですか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）議決事件の関係なんですけれども、地方自治法の行政実例なんかを見ますと、契約関係に対して当初の設計内容について一部変更を要する場合において、契約金額内の増減のみで、総額に変更がないときの議会の議決の可否については、議決を得た事項について変更がない限り、いわゆる議決議案ですから、さっき言いました5項目について変更がない限り、一般的には議会の議決を要しないという行政実例が出ておりますので、今回につきましては、資料等がありますけれども、いわゆる議決をしていただいた工期、工事名、請負金額、事業者等についての変更がない限りについてはその中で対応できるものと考えています。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第11、第7号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、退職被保険者等療養給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,748万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,474万2,000円とするものでございます。内容

につきましては担当者から説明いたします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第7号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。資料9の補正予算説明書をお願いいたします。今回の補正予算の主なものにつきましては、医療機関等に支払う療養給付費に不足が生じたこと並びに高額医療費共同事業拠出金の確定等に伴い予算措置が必要となりましたので、ご提案するものでございます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げますので、3ページをお願いいたします。2款保険給付費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金の630万8,000円及び退職被保険者等療養給付費の負担金補助及び交付金の2,238万3,000円は、それぞれ被保険者の増加等に伴い医療費に不足が生じましたので、増額するものでございます。

3項出産育児諸費の360万の減額は、被保険者に係る出産件数が見込みを下回ることによる12件分でございます。

次に、4ページにまたがっておりますが、5款共同事業拠出金の760万3,000円の減額は、高額医療費事業への拠出金の額が決定し、当初見込みを下回ることによるものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。まず、3款国庫支出金の国庫負担金、2目療養給付費等負担金の過年度分の497万7,000円は一般被保険者に係る平成14年度療養給付費等負担金の精算に伴う予算措置でございます。また、3項高額医療費共同事業負担金の190万1,000円の減額は、先ほどの歳出予算での高額医療費拠出金の額の確定に伴うものでございます。

また、4款療養給付費等交付金の2,238万3,000円の増額につきましては、退職被保険者等療養給付費の増額に伴うものでございます。

また、5款県支出金の190万1,000円の減額については、先ほどの国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様、拠出金の額が確定したことに伴うものでございます。

また、2ページの6款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金538万5,000円の減額については、交付金額の確定に伴うものでございます。

また、8款一般会計繰入金の68万5,000円の減額につきましては、まず、2節出産育児諸費の240万の減額は件数の見込みが下回ったこと、また、3節財政安定化支援事業の1,952万5,000円の減額については平成14年度の応能応益の平準化実施に伴う保険者へ

の国からの支援事業算定額が見込みを下回ったことによるもの、また、4節一般会計繰入金の2,124万の増額は、老人医療費、ひとり親医療費等の福祉費波及分の医療費算定額が見込みを上回ったことによるもので、合わせて68万5,000円の減額となったものでございます。以上、歳入歳出それぞれ1,748万8,000円を予算措置し、歳入歳出予算を23億5,474万2,000円とするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。西田君。

○5番（西田）5番、西田です。先ほどの下水道の関係と同じように、一般会計にかなりぶら下がっている部分があると思います。私が調べた範囲では、平成12年を100としまして、平成16年度の予算ベースで見ますと193%というような状況に上がってきております。これらは今後、高齢化率等も今回、修正をかけられて、結構上がってきておると思います。高齢化率がどんどん20%に近いような状況になってくると思いますので、そういったものを踏まえたときに、国民健康保険の一般会計への圧迫、そういったものがどのような形で改善できるか、説明してください。お願いします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）国保会計の中での一般会計からの繰入金につきましては、平成15年度当初予算で歳入予算6.7%になっております。それで、現在、一般会計の方から国保会計の方に繰り出していただいております内容につきましては、あくまでもこれは国保会計への一般会計からの義務的な内容でございまして、1つは保険基盤安定負担金、これは低所得者の方のための制度的な、具体的に申しますと、7割、5割、2割の軽減を税額から軽減しますので、その差額分を一般会計の方から、国・県・町分を合わせていただくものでございます。それと、基本的には、今の出産育児、これは1件30万の出産育児一時金を被保険者にお渡しするわけですが、その3分の2、20万円に対するものが、もうこれは法的なもので決まっております。それと、先ほど補正予算で申しました財政安定化支援事業繰入金につきましては、これはちょっと不透明な部分で在目的なものもございまして、必要に応じた形のもので、これも一般会計の方からいただくものでございます。それと、最後の一般会計繰入金の中で福祉波及分というものがございまして、これは、町単独で公費負担をされておる部分につきましては、それだけ国保会計の方へ、医療費がかさむだろうということも含めまして、一般会計の方から、これも義務的なもの

ので、その差額分をいただくような形になっておりますので、そうしますと、いずれにしても、被保険者が増える中で収入等が減少しますと当然、低所得の方が増えてまいります。それに伴いまして、保険基盤安定負担金につきましても増額が予想されます。そうしますと、全体的に、歳入の中で当然、歳出予算に伴った歳入予算になりますので、そこらあたり、一般会計の方があくまでも決まったもの以外のものが繰入金としてできないということになりますと、それを賄うとすれば、やはり保険税の見直しをするしかないと思います。という形で、あくまでも現在、国民健康保険でいただいております一般会計の繰入金につきましては、法的根拠に基づくものの内容が徐々に変化した中で上がっているというのが実際でございますので、いずれにしても、国保の健全財政の観点から申しますと、一般会計の繰入金を1つの貴重な財源としまして、それでも歳出予算が賄えない場合はやはり保険税の負担という形のものが当然出てくると思います。以上でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第12、第8号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）。平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、医療給付費増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億2,543万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,220万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第8号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。お手元に第8号議案と資料10をお願い申し上げます。資料の2ページの歳出をお開きください。歳出の1款医療諸費の1目医療費給付費の扶助費でございますが、医療費受給見込み者数が若干減少いたしましたものの、1人当たりの医療費が大幅に増加することが見込まれております。このため、1億2,522万7,000円を増額するものでございます。次に、2目の医療費支給費の扶助費でございますが、はり・きゅうなど、償還前にかかわる1人当たり現金支給費の増加が見込まれるため、209万2,000円を増加するものでございます。次に、3目の審査支払手数料の委託料につきましては、レセプトの処理件数と1件当たりの処理単価が当初を下回ったことにより188万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお開きください。医療費給付費などの財源は支払基金交付金及び国・県・町の公費で負担をしております。1款支払基金交付金のうち1目医療費交付金でございますが、このたび医療費給付費など1億2,731万9,000円の増額に対して、支払基金交付金からの医療費交付金を1億6,084万3,000円増額しております。支払基金は、医療費の2割を一部負担金として、被保険者に係る医療給付費については全額負担することとなっております。しかしながら、当初予算を編成いたしました時期にはこの被保険者にかかわる医療費の見込みが立たなかったことから、医療費の全額を通常の法定負担割合で歳入措置を行っておりました。このたびの歳入補正は、支払基金が全額負担する2割負担者の医療費の見込みがついたことから、医療給付に要する額21億7,852万8,000円について、支払基金及び国・県・町の公費負担額を法定負担割合により整理いたしましたものでございます。次に、2目審査支払手数料交付金は、レセプトの審査支払手数料については支払基金が全額負担することとなっておりますので、歳出と同額の188万5,000円を減額するものでございます。

次に、2款国庫支出金の医療費負担金でございますが、法定負担割合により整理いたしました結果、2,235万円を減額するものでございます。

3款県支出金の医療費負担金でございますが、法定負担割合により整理いたしました結果、558万7,000円を減額するものでございます。

次に、4款繰入金の一般会計繰入金でございますが、町が負担する法定負担額について一般会計からの繰入れで賄っておりますので、法定負担割合により整理いたしました結果、558万7,000円を減額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ1億2,543

万4,000円を追加いたしましたして、歳入歳出それぞれ21億9,220万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。西田君。

○5番（西田）5番、西田です。これは先ほどと同じ質問になるんですが、一般会計のぶら下がりがこのケースではちょっと下がっておるんですが、今後どのような展開になるのか、説明をお願いします。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）老人保健に係りましては、先ほど一部申し上げましたけれども、支払基金交付金、それに国・県・町、それぞれ最終的には50%ずつの負担割合になります。そして、町もその法定負担割合に従いましてから、医療費にかかった額に対して、最終的には17年10月以降につきましては医療費にかかわる600分の46を負担するということになります。そうした形の中で老人保健法が改正されましてから、医療受給対象者が70から75歳に引き上げられました。その関係で、この間、確実に老人保健の対象者は減ってまいりますけれども、しかし、今の現況を見ますと、1人当たりの医療費が若干伸びてきておるといような中では少し町の方で負担割合も上がってくることから、一般会計からの繰入れはやむを得ない、これは増加する傾向にあるというふうに考えております。

○議長（前田）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第13、第9号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）。平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、下水道工事に伴う支障移転工事の一部中止及び土地の売却に係る補正をするもので、収益的收入を4,050万円減額し、事業収益総額を5億1,520万3,000円とし、収益的収支を2,357万3,000円減額し、事業費用総額を4億8,762万7,000円とし、資本的收入を2,202万8,000円増額し、資本的收入総額を3,302万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第9号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料11の1ページをお願いいたします。事業収益の営業収益でございますが、受託工事収益を4,050万円減額いたしております。これは、当初予定しておりました水道管部分移転工事の取りやめによる工事収入の減でございます。

続きまして、事業費用の営業費用でございますが、先ほどご説明いたしました受託工事収益に関連する工事費を3,760万円減額するものでございます。また、特別損失といたしまして、固定資産売却損1,402万7,000円を計上しております。これは東1丁目3667-4及び3668-1の土地約225平方メートルを海田町に売却することによって生じる土地売却損でございます。

次に、2ページをお願いいたします。資本的收入の工事負担金でございますが、170万円増額いたしております。これは、消火栓の設置個数の減少によりまして消火栓設置工事負担金は300万円減といたしておりますが、移転箇所の増等によりまして移転補償費を470万円増額して、合わせて170万円補正するものでございます。また、固定資産売却代金といたしまして2,032万8,000円計上いたしております。これは、先ほどご説明いたしました土地の売却代金でございます。

次に、第9号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成15年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、事業収入を4,050万円減額いたしまして5億1,520万3,000円とし、事業費用を2,357万3,000円減額いたしまして4億8,762万7,000円とするものでございます。また、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的收入を2,202万8,000円増額いたしまして3,302万8,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的收入額の増額

に伴いまして、不足する額が減少いたしますので、補てん財源の額を変更するものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は14時45分。

~~~~~○~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第14、施政方針について、町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）本議会に提案しております16年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

16年度の国の予算は、これまでの改革断行予算という基本路線を継承し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出について実質的には15年度の水準以下に抑制するとなっております。また、予算配分の重点化、効率化を行うため、一般歳出を公共投資関係費、義務的経費、裁量的経費に区分し、公共投資については、その総額を対前年度マイナス3%の範囲内に抑制すること、義務的経費については、自然増を放置することなく、歳出の抑制を図ること、裁量的経費につ

いては、その総額を対前年度マイナス２％の範囲内に縮減することとしております。さらには、聖域なき構造改革の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応していく行政の役割を見直し、行政組織等の減量・効率化、特殊法人改革など、行政の構造改革を推進することとしております。これらを基本方針として予算編成を行い、その一般会計規模は82兆1,109億円で、15年度に比して0.4％の増となっております。

また、地方公共団体に対しましては、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じると見られます。このため、地方財政計画の歳出については国の歳出予算と歩みを一にして徹底して見直すこととし、中期的な目標の下で定員の計画的な削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることを基本として地方財政対策を講じるよう要請しております。このような方針に基づき策定された地方財政計画は84兆6,700億円で、15年度に比して1.8％の減としております。

本町の16年度の予算案を編成するに当たりましては、国と地方に関する三位一体の改革の推進による国庫補助負担金や地方交付税が減少するとともに、歳入の基幹をなす町税収入の伸びも見込めないなど、厳しい財政状況にあって、引続き未利用地の売却や国・県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金の繰入れによって財源の確保を図りました。歳出につきましては、公共施設の管理運営費や補助金、負担金の見直し、内部管理経費の節減及び人件費の削減を行うとともに、第3次海田町総合基本計画に基づく実施計画に掲げた事業や町民生活に密着した事業及び少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、さらには将来の展望を踏まえた事業化への取り組みに財源の重点的、効率的配分を行うなど、町民の期待に応える施策の推進を図ることを基本方針として予算案を編成いたしました。

それでは、本町の最重要課題であります合併問題につきましては、早い時期に議会の皆様に広島市との合併の是非を問う住民投票条例を提案し、住民投票を実施いたします。

次に、住民参加の行政を進めていく一環として、町内の有識者や各種団体の代表などで構成する（仮称）海田町活性化委員会を設置し、合併を含めたこれからのまちづくりの方向など、本町の大きな課題等についていろいろご意見を伺い、今後の町政運営の参考にしてまいります。

次に、行財政改革につきましては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、行政改革に取り組み、あわせて財政健全化計画の見直しも図っていきたいと考えております。

次に、行政組織の再編につきましては、組織のスリム化、効率化を図り、住民の皆様に、よりよいサービスを提供することを基本とし、組織の見直しを行うことにいたしました。その主な内容といたしましては、町税、国民健康保険税の徴収問題に対応するため、税務課、住民課の税の徴収部門を統合した収税課を設置いたします。効率的に対応できる組織とするほか、地域振興課に町民サービス室を設置し、町民から寄せられる要望、相談等を受け付けし、素早い対応を目指していきます。

また、海田市駅南口区画整理事務所を海田市駅周辺まちづくり事務所に、教育委員会では社会教育課を生涯学習課に名称変更など、わかりやすい組織に再編いたします。

続きまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って主な事業について説明を申し上げます。

まず第1点目は、一人ひとりが輝くまちづくりの推進でございます。

生涯学習の推進につきましては、一人ひとりが輝くまちづくりを目指して13年6月に全庁的な取り組みを行うために設置しました海田町生涯学習推進本部を核として地域の活性化を推進してまいります。人々が生きがいを持って充実した人生を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境整備、学習機会の提供の促進を図ってまいりました。その成果として、自分が持っている知識や技能を人のため、地域のため、まちのために生かし、住民と行政が協働したまちづくりを推進するために生涯学習フォーラムを開催するとともに出前講座事業を積極的に実施してまいります。また、生涯学習情報誌「いきがいた」を発行し、住民の求めている多様な学習ニーズに対し、町外や民間の情報も含めた情報の提供に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興につきましては、高い水準の文化・芸術に触れ合う機会としてのクラシックコンサートと、日本の伝統文化として近年クローズアップされてきた神楽の鑑賞機会を提供します。また、自主的な文化団体の活動を育成・支援し、住民による海田町の文化振興を進めてまいります。

公民館では、地域の学習拠点としての役割を明確化し、時代の変化に伴って生じた課題解決のため、青少年の体験活動や家庭教育支援など、新たな役割への対応に努めてまいります。

図書館では、住民の教養の向上を図り、生活文化の振興に応えるべき環境の整備として閲覧室の増築と駐車場の整備事業が完了しました。このことにより読書空間及びくつろぎ空間を確保することができましたので、利用者の増加に対応できるよう資料の整備・充実を図り、サービスの向上に努めてまいります。

ひまわりプラザでは、開館以来実施しているパソコン講座事業の一層の充実を図るため、新たなソフトの導入とバージョンアップをして、住民のIT技術のさらなる向上に取り組みをいたします。また、たくさん子どもたちが余暇時間をひまわりプラザで過ごしておりますが、社会的な基本マナーが身につくように実施事業を通じて育成してまいりますとともに、中学生・高校生を含む若者の活動と交流の場を提供してまいります。

次に、学校教育の充実につきましては、生涯にわたる人間形成の基礎をつくるため、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心とたくましく生きる力を育てることに加え、社会の変化に対応しながら、21世紀を担う人づくりを進めていく上で極めて大切であると考えております。特に、基礎学力の定着に根差した確かな学力、及び地域に開かれた信頼される学校の創造を重点に取り組みながら、個性や人間性をはぐくむ教育、情報化や国際化社会の変化に対応した教育などを進めるとともに、児童・生徒に対する相談・指導体制の充実を図ってまいります。

主な取り組みといたしましては、健やかな体をはぐくむために子どもたちに望ましい食習慣の形成や食に関する指導の一層の充実に取り組んでまいります。新たな取り組みとして、中学校のデリバリー給食を早い時期に実施したいと考えております。学校図書館の充実として、これまで13年度から3カ年間、蔵書の充実整備を図ってまいりましたが、今後は図書整備率100%を維持するよう努めてまいります。また、引続き小・中学校の国際理解教育推進の一環として、英語指導助手を派遣し、英語に対する興味・関心を高めるとともに英語のコミュニケーション能力の向上を図ります。町内の外国人児童・生徒の教育の機会を確保するため、一人ひとりの多様な生活背景や学習歴を踏まえ、母国語を用いた指導の充実を図ります。

学校施設整備につきましては、学校のバリアフリー対策として引続き海田小学校本館及び南校舎トイレ改修、海田西中学校本館1階トイレ及びスロープ改修を行います。海田中学校においては、公共下水道接続を実施するほか、安心して部活動を行うためにグラウンド北側防球ネットを改修します。海田小学校においては、新給食室の完成により旧給食室を解体撤去し、跡地を含め、児童が中庭を一体的に活用できるようになります。

また、学校における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、登下校時の安全対策として、通学路標識設置を行うとともに、引続き小・中学校警戒巡回や各学校警備を行うなど、学校の安全管理、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、明るく元気な青少年の育成といたしましては、次代を担う青少年の育成はまち全体の課題としてとらえ、第1段階として全町であいさつ運動の推進に取り組みました。これを受けて、今後は、地域で子どもを育てる環境の充実、地域の教育力の活性化を図り、ボランティア活動や体験活動の機会や場の拡充のために地域教育推進モデル事業の補助制度を創設いたします。

次に、地域文化の継承と創造につきましては、海田町の貴重な伝承文化財である「新町の頂載」「旧薬師町の獅子舞」「出崎森神社の火ともしまつり」をデジタル映像で記録・保存しましたので、これらの活用を図り、長い間、多くの人々によって守られ、受け継がれた文化や歴史の継承に努めてまいります。また、海田町の名誉町民である織田幹雄先生生誕100年を迎えるに当たり、ふるさと館等において織田幹雄展を開催し、日本初のオリンピック金メダリストの功績と科学的スポーツの導入・普及の先駆者として活躍された偉業を改めて町民に紹介するとともに、子どもたちがスポーツを通じて夢と希望を持ち、ふるさと意識の醸成を図ってまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、住民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、多様で魅力的な活動機会の提供を進めてまいります。そして、町内の自主的スポーツ団体の育成・支援に努め、交流の機会を提供してまいります。

2点目は、健康で安心して暮らせるまちづくりの推進でございます。

安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、高齢者が安心して住みなれた地域で生活し、だれに気兼ねすることなく、自分の意思で自由に介護を受けることができるような保健・医療・福祉サービスの周知に努めるとともに、相談窓口の充実などを進めていき、高齢者の不安解消に努めてまいります。次に、高齢者の生きがい活動と就労を促進するため、引続き老人クラブ、老人クラブ連合会及びシルバー人材センターへの支援を実施いたします。また、高齢者が要介護の状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送るとともに、状態の悪化を招かないようにしていくために、引続き配食サービス、訪問理美容サービス及びいきいきデイサービスなどの介護予防・生活支援事業を実施するとともに、新たな事業といたしまして、介護方法や介護予防などの知識や技

術を習得するための家族介護教室を開催します。また、18年度を初年度とした高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向け、16年度にはアンケート調査など、現計画の見直し作業を行います。

次に、子育て環境と児童福祉の充実につきましては、急速な少子化の進行等を踏まえ、15年度に施行された次世代育成支援対策推進法により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備に重点的に取り組むことが求められており、本町でも次世代育成支援地域行動計画を策定し、子育て家庭等の支援に積極的に取り組んでまいります。児童手当につきましては、対象年齢が小学校第3学年修了前までに拡充される予定になっております。乳幼児医療費助成の拡充につきましては、広島県の状況等を十分把握しながら早期実現に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。また、延長保育や障害児保育などの保育ニーズの多様化に対応できるため、きめ細かいサービスの提供を行うとともに、引続き子育て支援センター事業を中心とした子育て家庭を支える体制の充実に努めてまいります。

保健センターでの母子保健事業につきましては、乳幼児健診、育児相談等を通して母親の育児不安の解消や児童虐待の未然防止に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進につきましては、健康づくりや疾病予防に関する情報の提供、普及啓発活動の推進により町民の健康づくりに対する意識の高揚を図ってまいります。

保健センターでの健康づくりの推進につきましては、高齢者を対象とした転倒予防教室や、日常生活に運動習慣を取り入れることを目的とした体操教室を実施するとともに、痴呆予防や生活習慣病予防についての健康教育を地域の組織と連携して実施いたします。また、疾病の早期発見・早期治療を推進するため、がん検診や基本健康診査の受診率向上に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進につきましては、引続き、地域福祉の推進役である社会福祉協議会との連携のもと、地域の中でつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、助け合うまちづくりの推進に努めてまいります。

（仮称）海田町福祉センター建設事業につきましては、現在、工事は計画どおり順調に進み、進捗率は約25%となっております。完成は17年2月を予定しております。また、建設期間中の老人福祉センターの事務所機能とサークル活動の場は、広島県広島地域事務所海田分庁舎と町民センター及び公民館などで引続き実施してまいります。

障害者福祉につきましては、支援費制度における訪問調査等で利用者の希望を十分把

握し、きめ細かいサービス提供ができるよう事業所や関係団体と連携をとりながら対応してまいります。

精神保健事業につきましては、精神障害者のホームヘルプサービスとショートステイ事業を立ち上げ、精神障害者の在宅での生活支援を行います。また、通院医療費助成制度の周知徹底や精神保健福祉相談及び精神障害者の社会復帰支援事業の充実を図るとともに精神保健福祉ボランティア育成講座等による住民への啓発活動を行っていきます。

第3点目は、安全で快適なうるおいのあるまちづくりの推進でございます。

災害に強いまちづくりにつきましては、消防防災対策の充実を図るため、消防団の小型動力ポンプの更新や地域防災計画の改正を行うとともに、町民を主体とした防災訓練を実施し、災害時における実践的な対応力の向上や防災意識の高揚に努めてまいります。次に、冠水対策といたしまして、国信地内の水路をはじめとする町内雨水幹線水路の浚渫を行ってまいります。

次に、暮らしの安全と安心の確保につきましては、多発する犯罪から住民を守るため、防犯活動の充実、犯罪の起こりにくい環境づくりを行う地域社会の形成のため、行政、警察、住民、地域団体の連携・協力体制の強化に努めてまいります。防犯対策といたしましては、15年7月から12月末まで実施しました夜間防犯パトロール事業が犯罪の抑制に大きな成果があったことから、16年度は1年を通して実施し、犯罪の防止に努めてまいりたいと思います。

次に、快適な環境の整備につきましては、引続き公園施設の充実や利用者の利便性の向上に努めてまいります。

海田総合公園でございますが、第1期整備区域と第2期整備区域及び町道8号線を結ぶ幹線園路であるプロムナードの整備を行ってまいります。キャンプ場を含む第2期整備区域につきましては、引続き用地取得を進めてまいります。また、総合公園の進入路でキャンプ場入り口付近の未整備道路区間につきましては、引続き関係地権者と用地交渉を重ね、16年度内の完成を目指しております。

河川環境整備事業につきましては、三迫川の三迫橋から国道2号線までの右岸堤防において緑道の整備に着手してまいります。

第4点目は、環境に優しいまちづくりの推進でございます。

廃棄物処理対策の推進につきましては、4月から年末年始を除き、祝日及び振り替え休日等の燃やせるごみの収集を始めます。また、4月1日から、家電リサイクル法に基

づく家庭用冷凍庫、及び資源有効利用促進法に基づくパソコンの製造メーカーによる新たなリサイクルシステムが開始されますので、町民の皆さんへのPRに努め、廃棄物の減量や資源の有効利用の促進を図り、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

第5点目は、にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりの推進でございます。

多彩な拠点・ゾーンの形成と連携につきましては、海田町の魅力と活力を高め、都市の均衡ある発展を図るとともに、にぎわいや交流の基盤としても生かしていくことを目指しております。

海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、引続き地元の皆様のご意見やご要望をワークショップなどを通じてお聞きし、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

次に、道路交通体系の整備でございますが、町民の皆様が安全で快適に通行できるよう都市計画道路事業や町道等の整備を進めてまいります。

都市計画道路中店小学校線の延伸部分につきましては、引続き用地買収を進めてまいります。

都市計画道路新開蟹原線につきましては、引続き延伸部分の用地買収を進めるとともに、現在整備済みの終点から東広島バイパス方面に向けて約120メートルの区間の道路整備を進めてまいります。

連続立体交差事業につきましては、16年度も引続き用地買収を進めることにしておりますので、広島県をはじめ、関係自治体と連携を図りながら事業の推進に協力してまいります。

生活道の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な交通を確保するために中店第1踏切や石原地内の桜木第1踏切の改良について検討してまいります。また、三迫2丁目から3丁目地内までの道路整備を進めるため、新たなルート計画に基づく町道6号線の整備を進めてまいります。さらに、成本地内日下橋付近の町道2号線の拡幅や三迫2丁目から東1丁目地内までを結ぶ路線の整備を進めるため、町道293号線の用地買収及び東1丁目地内の町道9号線の未拡幅部分の用地買収を進めてまいります。工事につきましては、右折レーンを設置する日下橋北詰交差点改良や三迫地区の生活幹線道路である町道6号線道路改良、東地区や総合公園へのアクセス道路としての機能を強化する町道9号線道路改良等を進めてまいります。続いて、歩道整備につきましては、歩行者及び自転車の安全と自動車交通の円滑化を図るため、町道10号線の歩道整備を引続き進

めてまいります。

海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、駅周辺の自転車、バイクの放置を防ぐため、引続き町営自転車等駐輪場を運営してまいります。また、自転車等駐輪場の一時利用者の負担の軽減を図るため、一時利用の料金を半額といたします。

次に、情報通信基盤と機能の強化につきましては、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとしてのLGWAN（総合行政ネットワーク）に参加し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ってまいります。

次に、住民サービスの向上と行政事務の効率化につきましては、住民サービスの向上のため、住民生活に密着した情報システムの構築や情報技術を生かした住民意向の把握と対応に努めるとともに、個人情報の保護など、安全性、信頼性の確保を図りながら行政事務の効率化を進めてまいります。

ホームページにつきましては、全面的にリニューアルし、より多くの情報提供と内容の充実を図るとともに、各種申請書のダウンロードを可能にし、自宅で申請書に記入できるように住民サービスの向上を図ります。

第6点目は、活力ある地域経済をはぐくむまちづくりでございます。

農林水産業の振興につきましては、農業振興の基盤整備づくりとしまして三迫2丁目地内の農道整備を引続き進めてまいります。これにより三迫2丁目地内の農道は明飛川沿いの町道143号線に接続し、付近住民の利便性が増すものと考えております。農産物品評会につきましては、生産実態を広く町民に認識していただき、農家の生産意欲の高揚を図るため、引続き支援をしてまいりたいと思います。

次に、工業・商業・サービス業の振興について、依然として厳しい経済情勢の中、商工業者の経営の安定化と維持発展を図るため、中小企業者の方々に対し、海田町中小企業預託融資制度の活用を促進を図ってまいります。また、町内商工業の振興と地域経済の活性化を推進するため、引続き商工会の支援をしてまいります。

次に、勤労者の生活の安定と向上につきましては、町内勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、引続き中国労働金庫に対して預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。

次に、歳入の基幹である町税等の収納率向上対策につきましては、町税と国民健康保険税を一体とする徴収体制を構築し、町税等収納強化計画に基づいて口座振替の促進、

夜間・休日の徴収や納付相談を実施し、納税しやすい環境づくりを整えてまいります。  
また、悪質な滞納事案につきましては、預貯金や給与、不動産の差し押さえ等の滞納処分を強化し、積極的な収納活動を展開してまいります。

公共下水道事業特別会計でございますが、まず、雨水管渠につきましては、浸水対策のため、引続き中雨水幹線の整備を行います。これにより、中雨水幹線は尾崎川から曙町のガソリンスタンド「アクール」前の大水路に接続いたします。また、窪町地区の浸水対策のため、南鴻治幹線の工事にも着手いたします。次に、污水管渠につきましては、幹線整備、面整備とも海田中央第3、海田東第2、砂走第1処理分区の成本・石原・国信2丁目・砂走地区を中心に整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約342ヘクタール、処理人口は約2万3,500人となり、全体面積の55.9%が整備され、人口普及率は77.6%となる予定でございます。また、整備地区の拡大のため、寺迫2丁目の一部、稲葉、東1丁目、東2丁目、三迫2丁目、三迫3丁目地区の事業認可を受けることにしております。

国民健康保険特別会計につきましては、長引く経済不況の影響等による被保険者の増加等はあるものの、固定資産税額の減少等により1人当たりの保険税額が減少し、一方では医療費及び国保会計からの繰出金であります老人保健医療費並びに介護保険納付金が年々増加しております。これまでは国民健康保険基金や繰越金等を充当し、運営してまいりましたが、基金残高やこれからの国保会計の経営基盤の安定化を勘案し、16年度は保険税の税率等の見直しを行ってまいります。また、増加し続ける医療費の適正化を図るため、引続きレセプト点検の効率化や保健センター等を中心とする保健事業の充実を図り、医療費の抑制に努めてまいります。また、被保険者証につきましては、引続き1人1枚の被保険者証を交付してまいります。収納率向上対策につきましては、引続き納期月等に開設する休日納付及び相談所、さらには短期被保険者証などの活用を含め、積極的に行ってまいります。

老人保健特別会計につきましては、医療受給対象者は、老人保健法など医療保険各法の改正により70歳以上から75歳以上に引き上げられましたが、医療費は増加しております。医療費の適正化を推進するため、引続きレセプト点検の効率化と医療費通知を継続的に実施し、医療費の過誤請求の是正や過剰診療の防止を図ってまいります。また、老人医療受給者の疾患分析と医療費の動向分析を行い、保健センターとの連携を図り、保健指導の充実に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第２期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な実施を図ってまいります。本町は高齢化の傾向が続き、12年度11.8%であった高齢化率は16年１月では14.03%に伸びております。要介護認定者と介護サービスの利用は年々増加し、保険給付費は増え続けていることから、介護サービスが要介護状態の軽減、悪化の防止など、介護保険制度の目的に沿った利用になっているのかなど、給付と負担の見直しが課題となっております。在宅サービスの重視に主眼を置き、引続き、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅介護サービス基盤の整備充実を図り、介護サービスを受け入れやすい環境づくりに努めてまいります。また、要介護認定、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務の効率化を図り、健全な保険財政運営に努めてまいります。

水道事業会計でございますが、水道の使命であります、より安全でおいしい水を安定して供給するための施設整備を実施するとともに経営の効率化に努めてまいります。水道施設整備の主なものといたしましては、老朽配水管の布設替、管網整備を図るために配水管の新設及び浄水場内の老朽化した機器の更新を行ってまいります。

以上、それぞれの会計におけますその概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進させるためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町勢発展に邁進する所存でございますので、皆さん、よろしくお願い申し上げます、私の施政方針を終わります。

○議長（前田）以上で施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前９時から本会議を再開しますのでご参集ください。本日は大変ご苦労さんでございました。

午後３時２１分 延会